

平成29年度 横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会
分科会3「権利擁護を必要とする人たちへの支援について」
次第

【差替】

日時：平成29年11月13日（月）

9時30分から11時30分まで

場所：横浜市庁舎 3階共用会議室

- 1 開 会 9時30分～
- 2 分科会長の任命 9時40分～【資料1】
- 3 分科会設置の主旨及び第4期市計画策定状況について 9時45分～【資料2～7】
- 4 分科会3準備会の報告について 9時55分～【資料8～10】
- 5 意見交換 10時05分～【資料11】
 - (1) 今回の分科会3で議論する内容について
 - (2) 広報・普及啓発について
 - (3) 成年後見人に求められること
- 6 閉 会 11時28分～

【資料】

- 資料1 横浜市地域福祉保健計画 策定・推進委員会 分科会3参加者名簿
- 資料2 分科会3の進め方
- 資料3 成年後見利用促進基本計画及び横浜市における権利擁護関係の計画について
- 資料4 成年後見利用促進基本計画のポイント
- 資料5 第4期市計画成年後見制度利用促進基本計画の一体的策定について
- 資料6 第3期地域福祉保健計画抜粋（2-3）
- 資料7 第4期横浜市地域福祉保健計画の策定関係資料（原案、骨子、スケジュール、分科会1・2実施 内容）
- 資料8 準備会の報告について
- 資料9 全国・横浜市統計データ等からみる「地域で困りごとを抱えている人」の状況について
- 資料10 成年後見制度利用促進基本計画における、横浜市の現在の取り組み状況について
- 資料11 意見交換
- 参考 第3期市計画概要版、横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会運営要綱、成年後見制度パンフレット

分科会 3 「権利擁護を必要とする人たちへの支援について」委員名簿

(敬称略・50音順)

	委員名	所 属	分 野
1	青木 伸一	横浜市民生委員児童委員協議会 理事	民生委員 児童委員協議会
2	赤羽 重樹	一般社団法人横浜市医師会 常任理事	医師会
3	伊藤 未知代	横浜市総合保健医療センター 総合相談室 課長補佐	<臨時委員> 医療関係者
4	岩屋口 智栄	公益社団法人成年後見センター リーガルサポート神奈川県支部長	<臨時委員> 司法書士
5	大野 照夫	コスモス成年後見サポートセンター 神奈川県支部副支部長	<臨時委員> 行政書士
6	角田 辰雄	横浜市介護支援専門員連絡協議会 副代表	<臨時委員> 介護サービス事業者
7	川畑 正	横浜市原宿地域ケアプラザ（戸塚区）所長	地域ケアプラザ
8	栗原 美穂子	一般社団法人 横浜在宅看護協議会 会長	<臨時委員> 医療関係者
9	小林 俊一	認知症の人と家族会 神奈川県支部副代表	<臨時委員> 当事者（親族）
10	坂田 信子	横浜市心身障害児者を守る会連盟 事務局長	障害分野関係者
11	知久 達哉	保土ヶ谷区社会福祉協議会 事務局長	<臨時委員> 区社会福祉協議会
12	辻川 彰	神奈川県精神保健福祉士協会 事務局長	<臨時委員> 精神保健福祉士
13	中根 幹夫	南区基幹相談支援センター 所長 （地域活動ホームどんとこい・みなみ）	<臨時委員> 障害関係相談支援事業者
14	西尾 敦史	静岡福祉大学社会福祉学部 教授	学識経験者（福祉）
15	星 勉	公益社団法人 神奈川県社会福祉士会 ばあとなあ神奈川 運営副委員長	<臨時委員> 社会福祉士
16	松木 崇	神奈川県弁護士会 高齢者・障害者の権利に関する委員会 副委員長	<臨時委員> 弁護士
17	宮川 玲子	横浜市精神障害者家族連合会理事長	<臨時委員> 当事者（親族）

分科会 3 「権利擁護を必要とする人たちへの支援について」オブザーバー

1	旭区 高齢・障害支援課
2	横浜家庭裁判所 後見企画係

分科会 3 の進め方について

分科会 3 検討テーマ

「権利擁護を必要とする人たちへの支援について」

1 主旨

国が定めた成年後見制度利用促進基本計画を踏まえて、横浜市として、成年後見制度を始めとする権利擁護をどのように推進していくか、特に成年後見制度の利用促進に係る部分について、検討します。

2 分科会で目指す成果

いただいたご意見を踏まえ、第 4 期横浜市地域福祉保健計画素案を作成します。

3 議論のポイント

今後、想定される中核機関の設置に向けて、以下の内容について検討を行います。

(1) 効果的・効率的な広報のあり方について

広報の必要性については、区役所、区社協、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、各専門職団体等も課題と捉えており、分科会 3 準備会でも課題としてご意見をいただいたところです。国の成年後見利用促進基本計画の中でも、最初に取り組んでもらいたいこととして説明があった部分でもあり、今回の分科会 3 の中で検討を行います。

(2) 地域や支援者側から成年後見人に求めたいこと、成年後見人側から支援者に求めたいこと

地域の中で、成年後見人と支援関係者がうまく連携できないことがあるなどのご意見もいただいています。その中で、成年後見人から見たよりよい連携のためのポイントや、支援者から見たよりよい連携のポイントについて、双方の立場からご意見をいただき、国が想定している「チーム」や「ネットワーク」での支援をよりよく進めるために、成年後見人に求められることについて検討を行います。

※中核機関の具体的な内容については、次年度以降の分科会の中で検討を進める予定です。

4 今後の分科会 3 におけるスケジュール（案）

平成 30 年度

6 月 パブリックコメント実施

7～8 月 権利擁護分科会（第 2 回）（国の動向、パブリックコメントを踏まえた、今後の具体的施策の検討）

9～10 月 権利擁護分科会（第 3 回）（第 1 回目のお話を踏まえ、各団体等で実施できる内容について検討）

7～11 月 第 4 期市計画最終案の検討

12 月 第 4 期市計画策定

成年後見利用促進基本計画及び 横浜市における権利擁護関係の計画について

1 成年後見利用促進基本計画の概要 別紙 資料4 参照

計画素案においては、市町村による計画策定の中で、「既存の地域福祉・地域包括ケア・司法のネットワークといった地域資源の活用や、地域福祉計画などの既存の施策との横断的・有機的連携に配慮した内容とすること」とされています。

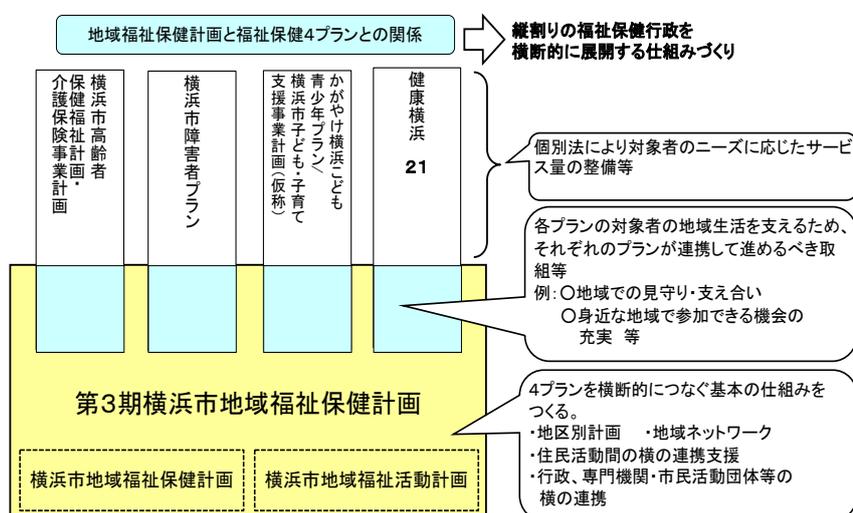
2 横浜市における成年後見制度の利用促進状況について

(1) 他計画における成年後見制度の取組

横浜市では、以下の計画に成年後見に関する取組内容等を記載し、利用促進に取り組んでいます。

計画名	第3期横浜市 地域福祉保健計画	第6期横浜市高齢者 福祉計画・介護保険計画	第3期横浜市障害者プラン
計画期間	平成25年～30年（5年）	平成27年～29年（3年）	平成27年～32年（5年）
計画の理念・目標等	誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる「よこはま」をみんなで作ろう	生涯現役社会の実現に向けた高齢者の活躍できる地域づくりと、住み慣れた地域で自分らしく日常生活を営むことができる横浜型地域包括ケアシステムの展開	自己選択・自己決定のもと、住み慣れた地域で、「安心」して「学び」「育ち」暮らしていくことができるまちヨコハマをめざす
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度をはじめ権利擁護に関して専門職団体等との事例検討等を実施し、適切な制度活用と連携促進 ・広報啓発 ・市民後見人の養成と活動支援 ・関係機関とのネットワークを強化し権利擁護の相談体制を構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護の取り組みの充実 ・市民後見人の養成と活動支援の実施、成年後見制度の利用促進。 	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者及び精神障害者の増加に対応し、地域で安心した生活を送ることができるよう、成年後見制度の利用を促進するための取組を進めます。

【計画ごとの関係性について】



(2) 横浜市における他計画の策定スケジュールについて

成年後見に関する他計画の計画期間は以下の通りです。

分野		計画名	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	H31 2019	H32 2020	
国		社会福祉法			改正				
		介護保険法			改正	報酬改定			
		生活困窮自立支援制度				見直し			
		成年後見 利用促進基本計画		策定					
横浜市	市全体	中期4か年計画	2014-2017				2018-2021		
	地域福祉	地域福祉保健計画	第3期				第4期		
		【参考】区計画	第2期	第3期					
	高齢	横浜市高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画	第6期	第7期			第8期		
	障害	障害者プラン	第3期横浜市障害者プラン						
		横浜市障害者福祉計画	横浜市障害者福祉計画				横浜市障害者福祉計画		
成年後見	?			国の基本計画を 踏まえ検討					

障害分野・高齢分野の計画期間が、各々平成29年度、30年度に終了し、次期計画を作成することになります。また、地域福祉保健計画も同様に30年度で終了するため、他計画との連携に配慮しながら、平成29年度より第4期横浜市地域福祉保健計画の策定を進めています。

成年後見制度利用促進基本計画のポイント

- ・成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づき策定
- ・計画の対象期間は概ね5年間を念頭(平成29年度～33年度)
- ・工程表を踏まえた各施策の段階的・計画的な推進 <別紙1参照> ※市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定
- ・計画に盛り込まれた施策の進捗状況の把握・評価等

(1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善 <別紙2参照>

- ・財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視
- ・適切な後見人等の選任、後見開始後の柔軟な後見人等の交代等
- ・診断書の在り方の検討

(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり <別紙3参照>

- ・権利擁護支援が必要な人の発見と早期からの相談
- ・後見人等を含めた「チーム」(注1)による本人の見守り
- ・「協議会」等(注2)によるチームの支援
- ・地域連携ネットワークの整備・運営の中核となる機関の必要性

- ・広報機能(権利擁護の必要な人の発見、周知・啓発等)
- ・相談機能(相談対応、後見ニーズの精査、見守り体制の調整等)
- ・利用促進(マッチング)機能
- ・後見人支援機能(チームによる支援、本人の意思を尊重した柔軟な対応等)
- ・不正防止効果

(3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和 <別紙4参照>

- ・後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討
(預貯金の払戻しについての後見監督人等の関与を可能とする仕組み)

注1: 福祉等の関係者と後見人等がチームとなって本人を見守る体制

注2: 福祉・法律の専門職団体が協力して個別のチームを支援する仕組み

成年後見制度利用促進基本計画の概要

基本計画について

- (1) 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために策定。
 - (2) 計画の対象期間は概ね5年間を念頭(平成29年度～33年度)。
 - (3) 国・地方公共団体・関係団体等は、工程表を踏まえた各施策の段階的・計画的な推進に取り組む。
- ※市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定。 <別紙1参照>

基本的な考え方及び目標等

(1) 今後の施策の基本的な考え方

- ① ノーマライゼーション(個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する)
- ② 自己決定権の尊重(意思決定支援の重視と自発的意思の尊重)
- ③ 財産管理のみならず、身上保護も重視。

(2) 今後の施策の目標

- ① 利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める。
- ② 全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。
- ③ 後見人等による横領等の不正防止を徹底するとともに、利用しやすさとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備する。
- ④ 成年被後見人等の権利制限に係る措置(欠格条項)を見直す。

(3) 施策の進捗状況の把握・評価等

基本計画に盛り込まれた施策について、国においてその進捗状況を把握・評価し、目標達成のために必要な対応について検討する。

総合的かつ計画的に講ずべき施策

<p>(1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善 — 制度開始時・開始後における身上保護の充実 — <別紙2参照></p>	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者と障害者(本人)の特性に応じた意思決定支援を行うための指針の策定等に向けた検討や、検討の成果を共有・活用する。 ○本人の意思・身上に配慮した後見事務を適切に行うことのできる後見人等を家庭裁判所が選任できるようにするための仕組みを検討する。 ○本人の権利擁護を十分に図る観点から、後見人等の交代を柔軟に行うことを可能とする環境を整備する。 ○後見・保佐・補助の判別が適切になされるよう、医師が本人の置かれた家庭的・社会的状況も考慮しつつ適切な医学的判断を行える、診断書等の在り方を検討する。
<p>(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり <別紙3参照></p>	<ul style="list-style-type: none"> ○以下の3つの役割を果たす地域連携ネットワークの整備を進める。 <ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護支援の必要な人の発見・支援 ・早期の段階からの相談・対応体制の整備 ・意思決定支援・身上保護を重視した後見活動を支援する体制の構築 ○地域連携ネットワークの基本的仕組み <ul style="list-style-type: none"> ・「チーム」対応(福祉等の関係者と後見人等がチームとなって本人を見守る体制の整備) ・「協議会」等(福祉・法律の専門職団体が協力して個別のチームを支援する仕組みの整備) ➡地域連携ネットワークの整備・運営の中核となる機関が必要。 <ul style="list-style-type: none"> ◎地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等 <ul style="list-style-type: none"> ・広報機能(権利擁護の必要な人の発見、周知・啓発等) ・相談機能(相談対応、後見ニーズの精査、見守り体制の調整等) ・利用促進(マッチング)機能 ・後見人支援機能(チームによる支援、本人の意思を尊重した柔軟な対応等) ・不正防止効果 ◎中核機関の設置・運営形態 <ul style="list-style-type: none"> ・設置の区域:市町村の単位を基本とする。(複数の市町村での設置も検討) ・設置の主体:市町村の設置が望ましい。(委託等を含め地域の実情に応じた柔軟な設置) ・運営の主体:市町村による直営又は委託など(業務の中立性・公正性の確保に留意) <p>※専門職団体は、地域連携ネットワーク及び中核機関の設置・運営に積極的に協力</p>

2

総合的かつ計画的に講ずべき施策

<p>(3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和 — 安心してできる環境整備 — <別紙4参照></p>	<ul style="list-style-type: none"> ○現行の後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策(預貯金の適切な管理、私帳方法等)を検討する。 ○今後の専門職団体の対応強化等の検討状況を踏まえ、より効率的な不正防止のための方策を検討する。 ○移行型任意後見契約における不適切事例については、地域連携ネットワークでの発見・支援とともに、実務的な対応を検討する。
<p>(4) 制度の利用促進に向けて取り組むべきその他の事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○任意後見契約のメリット等の周知、相談対応を進める。 ○成年後見制度利用に係る費用助成について、各市町村において、国の補助制度の活用や、国が明らかにしている助成対象の取扱いを踏まえた対応を検討する。(例えば保佐・補助や本人申立て等の取扱い) ○市町村は国の計画を勘案して市町村計画の策定に努める。
<p>(5) 国、地方公共団体、関係団体等の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村の役割:中核機関の設置、地域連携ネットワークの段階的整備等 ○都道府県の役割:広域の見地からの市町村の支援等 ○国の役割:財源を確保しつつ国の予算事業の積極的な活用を促す、先進的な取組例の紹介など ※関係団体(福祉関係者団体・法律関係者団体)の積極的な協力が重要
<p>(6) 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な者への支援等の検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○医療や福祉関係者等の合意を得ながら、医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となるような考え方を、指針の作成等を通じて社会に提示し、成年被後見人等の具体的な役割等が明らかになっていくよう、できる限り速やかに検討する。
<p>(7) 成年被後見人等の権利制限に係る措置の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○成年被後見人等の権利に制限が設けられている制度(いわゆる欠格条項)について検討を加え、速やかに必要な見直しを行う。
<p>(8) 死後事務の範囲等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○平成28年10月に施行された改正法の施行状況を踏まえつつ、事務が適切に行われるよう必要に応じて検討を行う。

3

成年後見制度利用促進基本計画の工程表

<別紙1>

	29年度	30年度	31年度※	32年度	33年度
I 制度の周知	パンフレット、ポスターなどによる制度周知				
II 市町村計画の策定	国の計画の周知、市町村計画の策定働きかけ、策定状況のフォローアップ				
III 利用者がメリットを実感できる制度の運用 ・適切な後見人等の選任のための検討の促進 ・診断書の在り方等の検討 ・高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等	適切な後見人等の選任のための検討の促進			新たな運用等の開始、運用状況のフォローアップ	
		診断書の在り方等の検討			
				意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等	
IV 地域連携ネットワークづくり ・市町村による中核機関の設置 ・地域連携ネットワークの整備に向けた取組の推進	中核機関の設置・運営、地域連携ネットワークの整備				
		相談体制・地域連携ネットワーク構築支援 (各地域の取組例の収集・紹介、試行的な取組への支援等)		相談体制の強化、地域連携ネットワークの更なる構築	
V 不正防止の徹底と利用しやすさの調和 ・金融機関における預貯金等管理に係る自主的な取組のための検討の促進等 ・取組の検討状況等を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討	金融機関における自主的な取組のための検討の促進			取組の検討状況・地域連携ネットワークにおける不正防止効果を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討	
		専門職団体等による自主的な取組の促進			
VI 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討	医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となる考え方の整理			参考となる考え方の周知、活用状況を踏まえた改善	
VII 成年被後見人等の権利制限の措置の見直し	成年被後見人等の権利制限の措置について法制上の措置等 目途：平成31年5月まで				

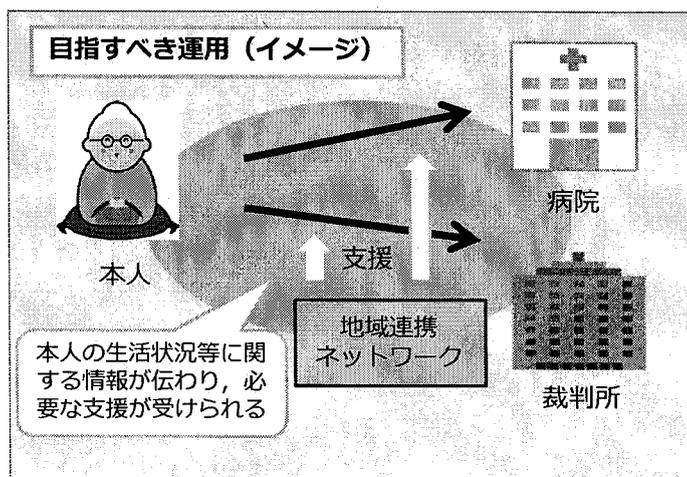
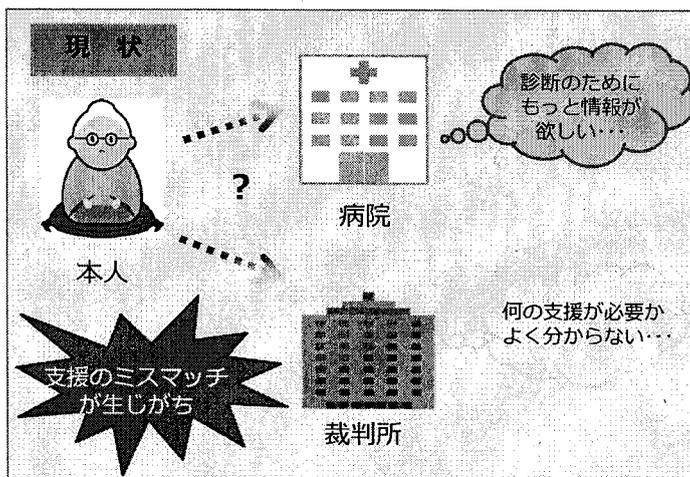
施策の進捗状況については、随時、国において把握・評価し、必要な対応を検討する。
※基本計画の中間年度である平成31年度においては、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

<別紙2>

利用促進委員会での御指摘

- 医師や裁判所には、本人の生活状況をきちんと理解した上で本人の能力について判断してほしい。
- 認知症や知的障害の特性を理解し、本人の意思を十分に汲み取ることのできる支援者が必要である。

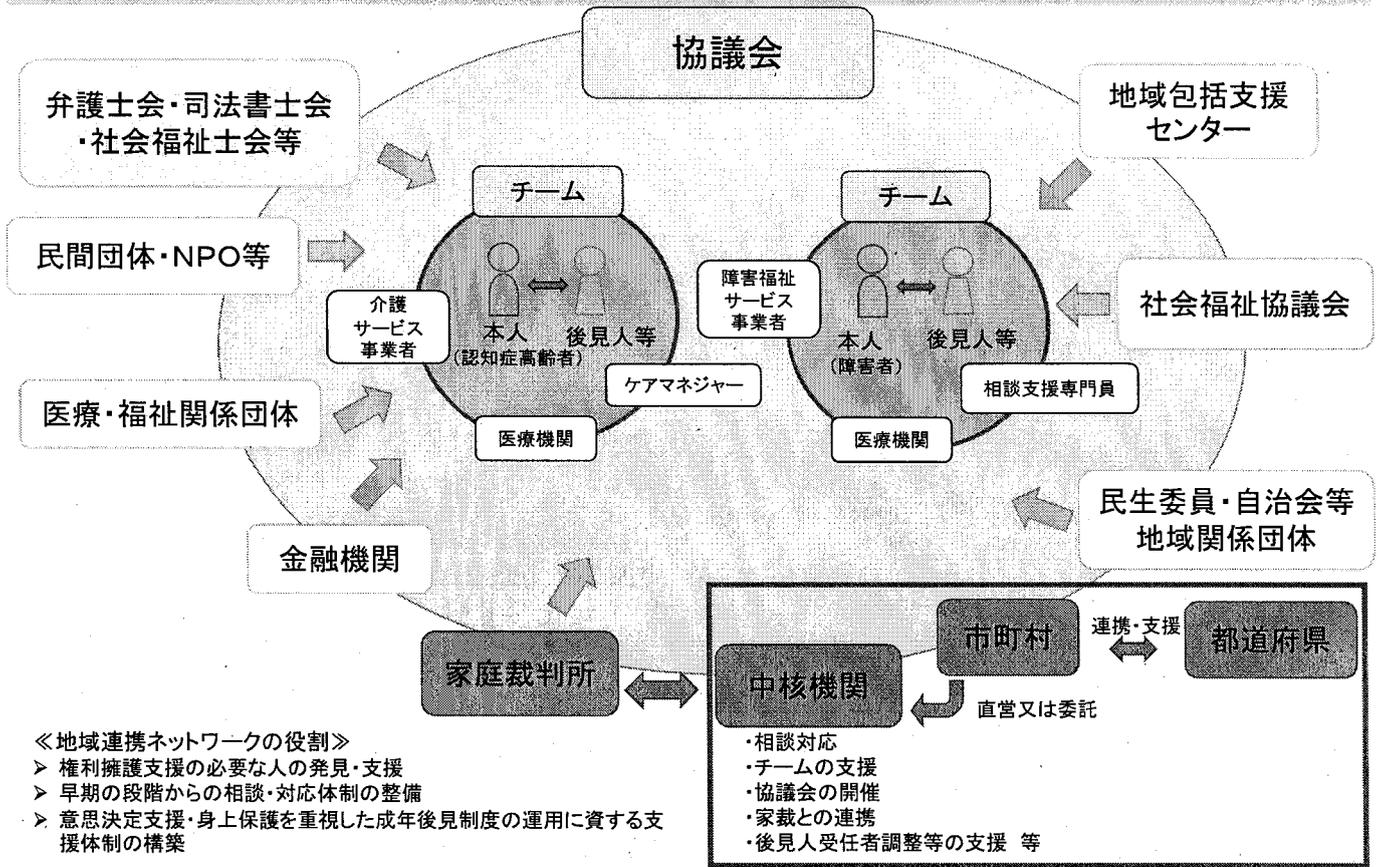


今後の検討課題

- 本人の生活状況等に関する情報が、医師・裁判所に伝わるよう関係機関による支援の在り方の検討
- 本人の生活状況等を踏まえた診断内容について分かりやすく記載できる診断書の在り方の検討

地域連携ネットワークのイメージ

<別紙3>



- ＜地域連携ネットワークの役割＞
- ＞ 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
 - ＞ 早期の段階からの相談・対応体制の整備
 - ＞ 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

- ＜地域連携ネットワークの機能＞
- ・ 広報機能、相談機能、利用促進機能、後見人支援機能、不正防止効果

不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

<別紙4>

委員会の意見の概要等

- 後見制度支援信託に並立・代替する預貯金等の管理の在り方については、金融機関における自主的な取組に期待。(全国銀行協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会、ゆうちょ銀行、農林中央金庫に要請。)
- 今後、最高裁判所・法務省等とも連携しつつ、積極的な検討を進めることが期待される。

預貯金等の管理の在り方のイメージ(案)

- ・ 成年被後見人名義の預貯金について
- 1 口座の分別管理
 - ① 小口預金口座(日常的に使用する生活費等の管理)
 - ② 大口預金口座(通常使用しない多額の預貯金等の管理)
- 2 払戻し
 - ① 小口預金口座
 - ・ 後見人だけの判断で払戻しが可能
 - ② 大口預金口座
 - ・ 後見人に加え、後見監督人等の同意(関与)が必要
- 3 自動送金等
 - 生活費等の継続的な確保のための定期的な自動送金
 - ② 大口預金口座 → ① 小口預金口座

第4期横浜市地域福祉保健計画と成年後見制度利用促進基本計画 の一体的な策定について

第4期横浜市地域福祉保健計画の策定にあたり、権利擁護の記載部分を「成年後見制度利用促進計画（以下、「基本計画」という。）」として位置づけ、一体的に策定を行います。

1 基本計画の位置づけ

平成28年5月に施行された成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下、利用促進法）に基づき、平成29年3月に国の基本計画が策定されました。

利用促進法においては、「市町村は国の基本計画を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策について、基本的な計画を定めるよう努める」とされています。

2 基本計画策定の基本的な考え方

(1) 横浜市地域福祉保健計画（以下、「市計画」という。）と一体的に策定をします。

【理由】

- ア 本市の「市計画」には、既に権利擁護に関する記載があること
- イ 本市の「市計画」には、既に「支援が必要な人に支援を届ける仕組み」について記載しており、これは、国が「基本計画」に記載している「権利擁護支援が必要な人の発見と早期からの相談」と関係が深いこと
- ウ 高齢者・障害者等、権利擁護が必要な方に対する支援を計画する「基本計画」と、各福祉分野に共通している課題や取組等を計画する「市計画」と一体的に策定・実施することで、他分野との連携が進み、より推進しやすくなる効果があること

(2) 審議会等の設置について

利用促進法第23条では、「市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用促進に関し、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他合議制の機関を置くように努めるものとする」と規定されています。

上記2（1）でご説明したように市計画と関係が深いため、附属機関である「横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会（以下「推進委員会」という。）」を当該審議会とし、推進委員会の分科会として権利擁護分科会を設置し、具体的な基本計画の策定・推進を進めます。

推進の柱 2 支援を必要とする人が的確に支援へつながる仕組みをつくる

◆重点取組<柱 2-3>

地域での自立した生活の支援（権利擁護の推進）

2025年（平成37年）に想定される課題や既に表面化している課題

- 少子高齢化・世帯の小規模化が進行し、地域で暮らす高齢者・障害者への権利擁護のニーズが増大している。身近で頻度の高い支援が喫緊の課題になっている。

2025年（平成37年）に向けて目指す姿

- 権利擁護事業や成年後見制度の認知や理解が進み、利用が促進されることで、高齢者や障害者が自分の力を生かしながら地域で安心したその人らしい生活を送ることができている。
- 市民後見人による地域での活動など市民相互で支えあう取組や仕組みを通じて、認知症や障害があっても、地域で安心して生活し続けることができている。

重点取組	計画期間<平成26~30年度>で目指す姿	具体的な取組名
<柱 2-3> 地域での自立した生活の支援（権利擁護の推進）	○ 多様な権利擁護・成年後見等の仕組みづくりが推進され、高齢者や障害者が自分の力を生かしながら地域で安心した生活を送ることの大切さについての理解が広まっている。	<柱 2-3-1> 身近な地域における権利擁護の推進 <柱 2-3-2> 市民後見人の養成と活動支援

◆重点取組<柱 2-3>
地域での自立した生活の支援（権利擁護の推進）

<柱 2-3-1> 身近な地域における権利擁護の推進

現状と課題

- 少子高齢化・世帯の小規模化の進行等により、高齢者・障害者を地域で支える権利擁護のニーズが増大しています。特に、高齢者を狙った悪質商法や、振り込め詐欺、障害者などへの財産搾取、親族等による深刻な虐待など、重大な権利侵害事例が多発しています。
- 成年後見制度のセミナー開催が増え市民への周知が徐々に進んできましたが、まだ充分ではなく引き続き取り組む必要があります。
- 地域の方々に認知症高齢者や様々な障害の理解を促し、見守りのネットワークをつくる中で、権利擁護の必要性のある方を早期に相談機関につなげていく仕組みを構築する必要があります。
- 高齢者・障害者の権利を擁護し、その生活を支えていくために、福祉・保健・医療等の専門機関や地域が密接に連携し、きめ細やかな支援を行える仕組みづくりが喫緊の課題となっています。

これからの取組

高齢者や障害者が地域で安心したその人らしい生活を送ることができるよう、身近な地域における権利擁護を推進します。

市	市社協
<ul style="list-style-type: none"> ○ 成年後見制度をはじめ権利擁護に関して、専門職団体と地域包括支援センター等専門機関との事例検討や情報交換の実施による適切な制度活用と連携促進 ○ 権利擁護事業・成年後見制度の利用促進のための広報啓発 ○ 横浜市障害者後見の支援制度*の推進による地域での見守り体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者・障害者が地域で安心して暮らせるよう、地域福祉・保健・更生保護・NPO法人等の関係者のネットワーク構築を推進 ○ 区社協法人後見の実施に向けた体制整備等の検討 ○ 市域における権利擁護の中心機関としての相談支援機能の充実 ○ 法人後見の受任促進 ○ 横浜市障害者後見の支援制度*の取組を拡充し、地域で福祉保健活動を行っている住民との連携による見守りネットワークの構築を推進 ○ 法人後見支援事業に向けた事業の検討
区域（区・区社協・地域ケアプラザ）	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 成年後見サポートネット等を通じた関係機関・専門職団体との連携強化 ○ 区社協による法人後見の実施に向けた体制整備等の検討 ○ 権利擁護事業の実施や成年後見制度の地域への普及啓発 ○ 当事者、家族、関係者への情報提供の充実 	

* 横浜市障害者後見の支援制度：障害者本人が住みなれた地域で安心して生活するために、本人の権利擁護の観点に立ち、身近な地域での見守り体制を構築していく横浜市独自の制度として平成22年10月から実施しています。

<柱 2-3-2> 市民後見人の養成と活動支援

現状と課題

- 認知症や一人暮らし高齢者及び障害者の増加により、これらの人々が住みなれた地域で自立した生活を送り続けることを支援するため、市民後見人の養成と活動支援について検討を行いました。平成 24 年度から、横浜生活あんしんセンターにおいて市民後見人養成研修を実施しています。
- 本市では、平成 18 年度から全区で法律、福祉の専門職や専門機関による「成年後見サポートネット」を設置し、権利擁護ネットワークの構築を推進してきました。この取組を、身近な地域における市民後見人の活動支援に生かし、地域での自立した生活を支える仕組みを充実させる必要があります。

これからの取組

地域における権利擁護を市民参画で進めるため、市民後見人の養成と活動支援の体制を構築します。

市	市社協
<ul style="list-style-type: none"> ○ 区域での市民後見人の養成と活動支援を展開 ○ 関係機関等とのネットワークを強化し、権利擁護の相談体制を構築 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 区社協と連携した市民後見人への助言・活動支援 ○ 市民後見担当職員の人材育成 ○ 市民後見人の組織化の推進
区域（区・区社協・地域ケアプラザ）	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 区社協と連携した区長申立てにおける市民後見人候補者の検討 ○ 区・区社協・地域ケアプラザで連携し市民後見人を支援 ○ 地域住民への普及啓発、情報提供、申立て支援 	

コラム 横浜市における市民後見人とは

- 横浜市では平成 24 年 3 月に、『横浜市における市民後見人に関する検討委員会報告書～地域における権利擁護推進にむけた「市民後見よこはまモデル」の提案～』の中で、市民後見人の定義を定めています。
- 市民後見人は、地域に住む身近な存在として、法的に認められた権限をもって被後見人を見守り、支える役割を担います。また、被後見人の生活課題を解決するにあたっては、地域と連携して取り組み、地域福祉推進の一翼を担います。そして、成年後見制度や地域福祉に関する幅広い分野の知識や技術、活動上の倫理を身につけるため、本市養成課程の修了を必須とし、所定の登録を求めています。

第4期横浜市地域福祉保健計画の策定について

横浜市地域福祉保健計画について、次期計画（推進期間：平成31年度～35年度）の策定に向け、平成29年度から検討を開始します。策定にあたっては、区と進捗状況を共有しながら進めます。

1 横浜市地域福祉保健計画の概要

(1) 計画の位置づけ

地域福祉保健計画は社会福祉法第107条の基づき、住民や社会福祉事業者、社会福祉に関わる活動者などの意見を反映させて、地域福祉の推進に関する事項を一体的に策定する計画とされています。

横浜市では、誰もが安心して健やかに暮らせる地域づくりを目指し、地域住民や関係団体、地域ケアプラザ、行政、社会福祉協議会等が地域の課題解決に協働して取り組み、身近な地域の支えあいの仕組みづくりを進めることを目的として平成16年度から計画を推進しています。

(2) これまでの取組

ア 第1期計画の取組（計画期間：平成16年度～20年度）

第1期計画では、身近な地域でお互いに支えあう社会の実現をめざし、地域懇談会や検討会などを通じて住民同士が地域課題について話し合う場を設定するなど、各区では、それぞれの特性を踏まえ、全18区で区計画を策定しました。

イ 第2期計画の取組（計画期間：平成21年度～25年度）

第2期計画では、①住民主体と協働による地域づくり②必要な人に的確に支援が届くしくみづくり③地域福祉保健の取組を広げる幅広い市民参加を推進の柱として取組を進めました。

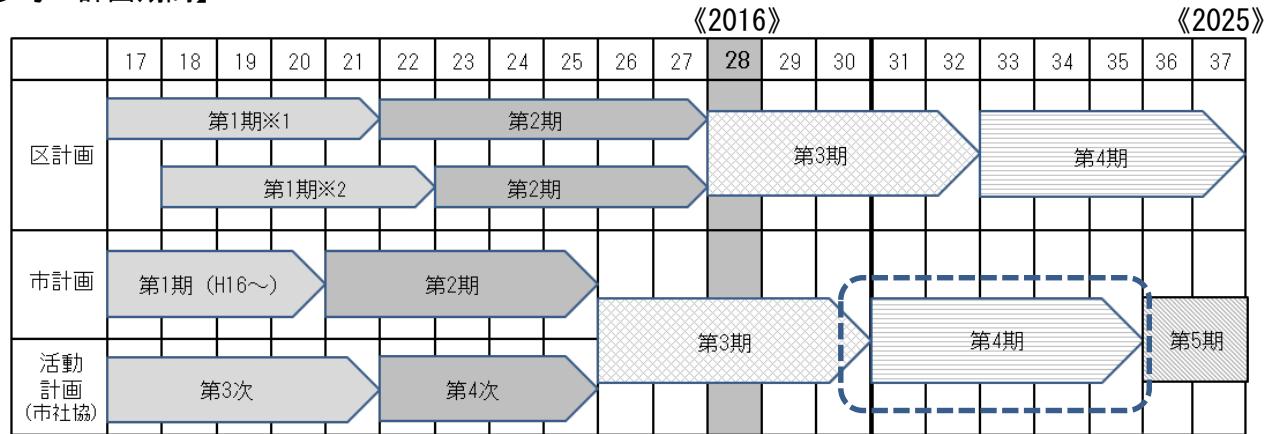
各区においては、全18区において地区別計画を策定するとともに、区役所・区社協・地域ケアプラザなどの連携により、地区別計画の推進を支援しました。

ウ 第3期計画の取組（計画期間：平成26年度～30年度）

第3期計画は、第2期の基本的な考え方を継承するとともに、さらなる地域福祉の推進を目指して横浜市社会福祉協議会が取りまとめている横浜市地域福祉活動計画（第5次計画）と一体的に策定を行いました。

2025年（平成37年）の課題等を踏まえ、健康づくり・保健活動の充実に向けた取組や幅広い市民参加の取組を市・区・地区別計画の連携のもと進めています。

【参考：計画期間】



※1 鶴見/神奈川/西/南/青葉/栄/泉
 ※2 中/港南/保土ヶ谷/旭/磯子/金沢/港北/緑/都筑/戸塚/瀬谷

2 第4期計画の策定に向けて

(1) 策定検討期間について

平成29年度から策定に向けた検討を行い、平成30年12月策定を目標とします。

(2) 基本的な考え方

ア すべての市民・活動者が地域福祉保健に取り組むため、次期計画を市や市社協、区や区社協並びに地域ケアプラザが地域福祉保健を推進するための「指針」として位置付けます。

イ 第3期市計画の評価、各区・区社協、地域ケアプラザ、関係諸団体のヒアリング等の結果及び関連分野の計画の方向性等を踏まえ、計画策定を進めます。

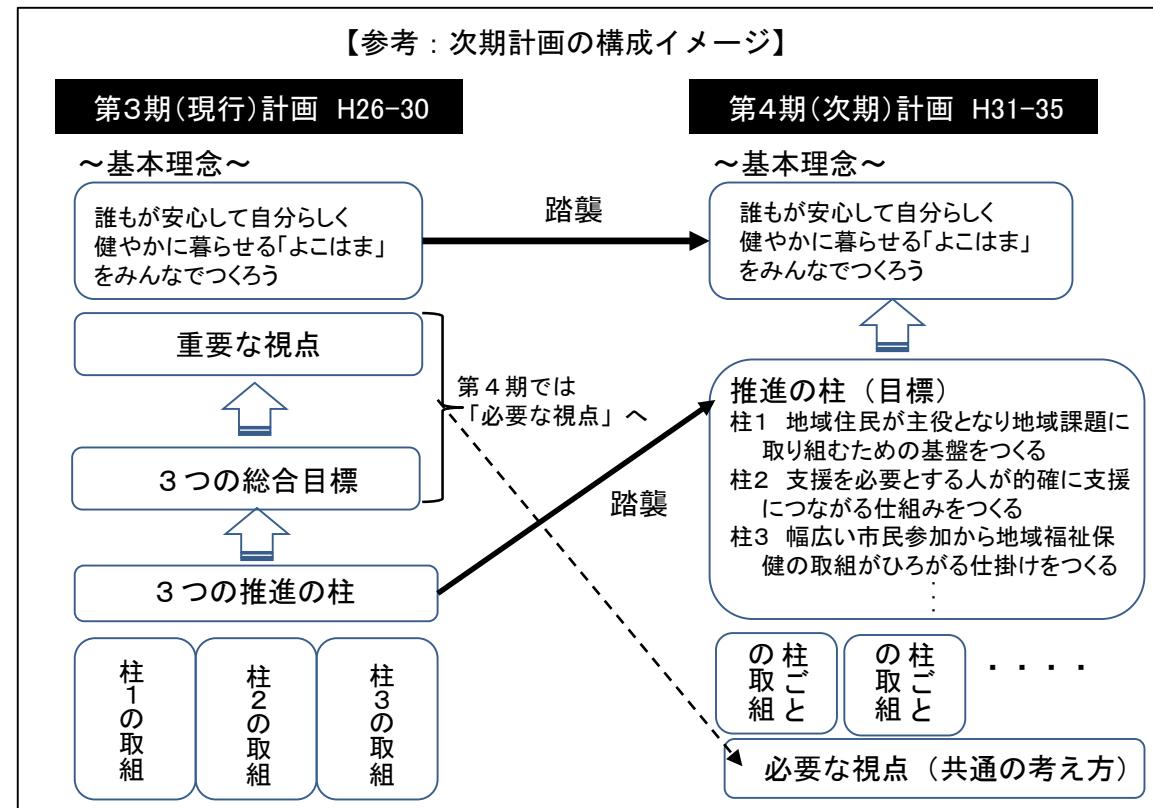
ウ 特に第3期市計画の評価から、柱ごとの達成状況においてさらに力を入れて推進する課題・取組があることを踏まえ、第3期市計画の基本理念及び推進の柱の考え方を踏襲します。

エ 横浜市基本構想（長期ビジョン）の理念に基づき、第3期市計画では、2025年に想定される課題や既に表面化している課題に対する「2025年に向けた目指す姿」を描き、その実現に向けた中間点のステップとして「計画期間である平成26年度～30年度で目指す姿」を検討しました。

第4期市計画では、引き続き2025年に想定される課題等を踏まえるとともに、生活困窮者自立支援制度や社会福祉法の改正など、新たな制度や枠組みを踏まえて計画を策定します。

オ 計画の推進状況をより明確に評価し、取組に反映させる仕組みをつくるため、計画の構成を整理します。現計画の総合目標を各取組の共通の考え方に、各推進の柱を目標として位置付けます。

また、取組の検討においては、市域をエリアとして重点的かつ集中的に進めていくべき事項について整理します。

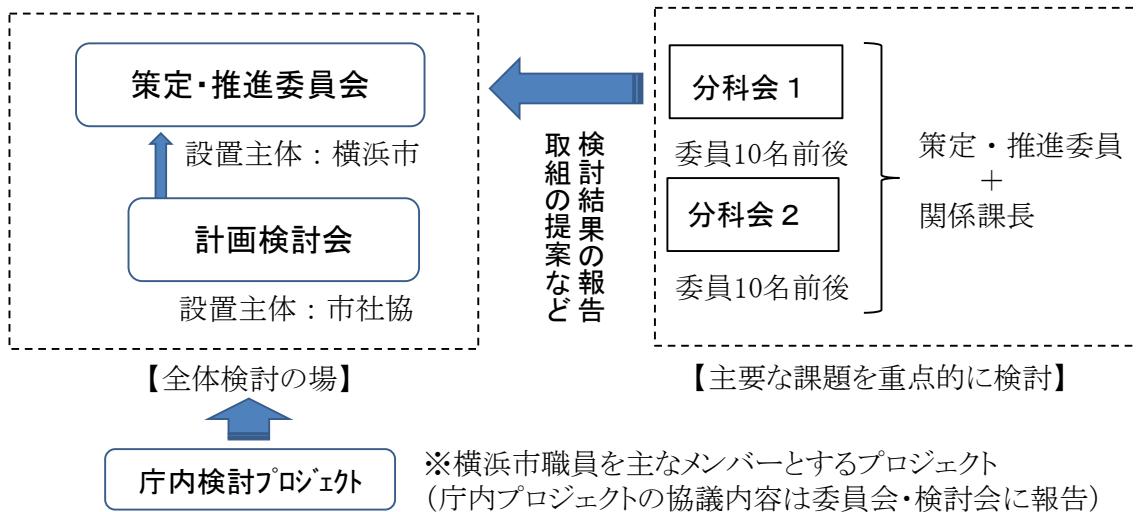


3 検討体制について

横浜市附属機関としての横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会にて策定・検討を行います。なお、一部については懇談会としての横浜市社会福祉協議会と事務局を担う横浜市地域福祉保健計画・横浜市地域福祉活動計画検討会にて検討を行い、その結果を策定・推進委員会に報告します。

また、分科会を設置し、特に重点的に取り組むべきテーマについて検討を行います。

【検討体制のイメージ】



4 スケジュールについて

(1) 平成29年度の会議予定など

ア 全体検討（策定・推進委員会/計画検討会）

	策定・推進委員会	計画検討会
4月下旬	【第1回】方向性の確認/分科会の設定 等	
7月上旬		【第1回】素案骨子の協議 等
10月中旬		【第2回】分科会報告/素案骨子の協議
1月下旬	【第2回】素案の協議 等	

イ 分科会1・2

分科会はそれぞれ3回の開催を想定しています。

それぞれ6月/7～8月/9～10月を予定

※分科会の開催回数は必要に応じて変更します。

(2) 策定までのスケジュール概要

年度	29年度		30年度			
	4～7月	8～3月	4～5月	6～7月	8～11月	12月
	◆テーマ等のとりまとめ ◆素案骨子の検討 ◆関係団体ヒアリング（～8月）	◆素案骨子の検討・策定 ◆素案の検討パブリック準備	◆パブリックコメント実施	◆意見集約・計画作成	◆計画作成 ◆計画最終案の確定	◆横浜市会における議決※→策定

※H26.3に施行した議会基本条例により、市内全域又は全市民を対象とした基本的な方向性を定める計画等のうち、特に重要なものとした計画は、議会の議決を得ることになっています。

5 分科会の検討テーマについて

第3期計画の中間評価ならびに11月の策定・推進委員会でのご意見等をうけて、次の2つのテーマについて重点的かつ集中的に検討を行い、第4期計画に反映します。

(1) 分科会1 テーマ「多様な主体の参加と連携による支えあいの地域づくり」

ア 設置目的・内容

地域活動団体やNPO法人、社会福祉法人、企業、学校など多様な主体の参加と連携による「支えあいの地域づくり」を考えるとともに、取組が継続的かつ効果的に進められるよう、支援機関の役割について検討します。

イ 分科会設置にあたっての課題意識など

各地域では多くの福祉保健活動が進められており、自治会町内会や地区社協、民児協、ボランティアグループ、NPO法人等が様々な立場で連携・協働しながら取組を進めています。

一方、地域の状況によっては「担い手の確保」が大きな課題となっている場合も多く、次期計画の策定にあたっては、より効果的な担い手育成（市民参加）について考えるとともに、社会福祉法人や企業などへのさらなる働きかけを通じて、地域活動の裾野を広げていくことが必要です。

ウ 具体的な進め方など

- ・「社会福祉法人の地域における公益的な取組」「企業の地域貢献活動」など様々な視点で地域と連携している事例などをもとに、そのポイントと効果について各委員からご意見をいただきます。
- ・企業への働きかけは第3期計画における市域での取組を確認、あわせて地域ケアプラザエリアなど地区レベルにおける連携状況をお伝えします。
- ・人材、場所、財源など様々な参加と連携のあり方について検討します。

(2) 分科会2 テーマ「支援を必要としている人（社会的孤立等）を気づき、支える仕組み」

ア 設置目的・内容

従来取組では気づくことが困難な「支援を必要としている人」に気づき、支える仕組みを検討します。特に、生活困窮等、制度の狭間にある人を含めた社会的孤立予防に向け、地域での支え合い（見守り、つながりづくり等）や支援機関の役割（あり方）について検討します。

イ 分科会設置にあたっての課題意識など

生活困窮者自立支援の取組や生活支援体制整備、またごみ屋敷に象徴される社会的孤立への対応など新たな取組や課題に対して、地域への期待がこれまで以上に大きくなるなかで、市・区域でできることを整理して、検討することが必要です。

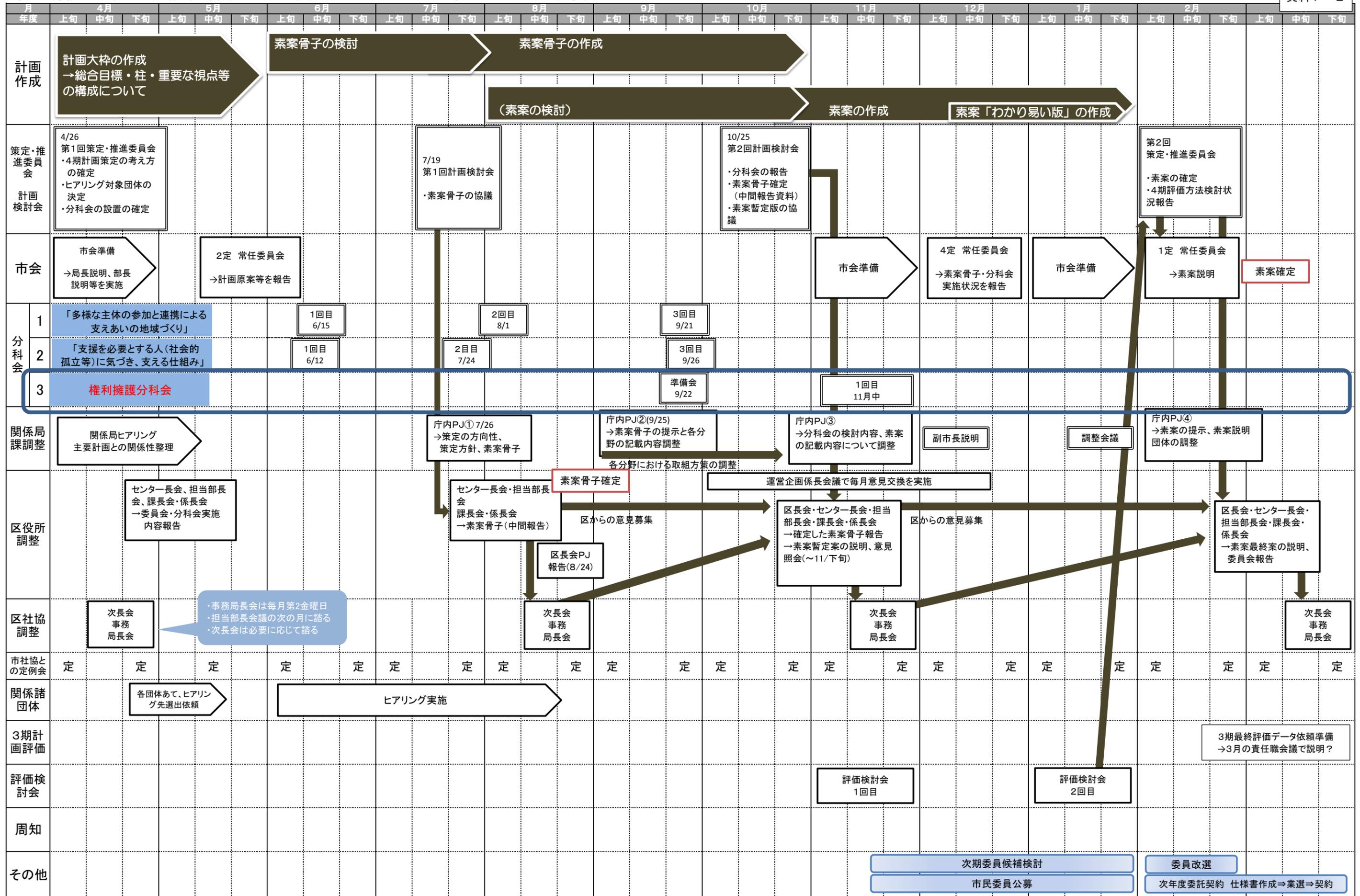
ウ 具体的な進め方など

- ・支援を必要としている人に対する支援内容等の現状についてご報告します。
- ・制度の狭間にある人を把握するための体制として必要な要素を検討し、具体的な取組について、委員の皆さまから御意見をいただきます。
- ・いただいたご意見をもとに、具体的な取組に繋がりそうなものを抽出します。
- ・市域の取組と区域・地域の取組及び施策検討の方向性を整理して、計画に反映します。

(3) 分科会開催までのスケジュール

- 3月中旬～下旬 各委員あてにEメールにてどちらの分科会にご参加いただけるかご意向を確認（開催日程を含めご案内します）
- 4月26日（水） 平成29年度 第1回策定推進委員会にて各分科会のメンバー案をご提案
- 6月～ 分科会1・2開催

第4期横浜市地域福祉保健計画策定スケジュール(案) 平成29年度



柱	【推進の柱1】 地域福祉保健活動推進のための基盤づくり	
重点項目	1-1	地域力(地域の強みを生かした課題解決力)の向上に向けた支援の充実
記載したい内容	<p>○地区別計画が全地区で策定・推進され、地域と関係機関の協働による課題把握・解決の仕組みは広がりを見せている。第4期市計画は実行性を高め、より効果的に地域福祉保健推進の取組を進めていけるよう支援する必要がある。</p> <p>○実行性の高い効果的な取組を行うためには、地区連合町内会エリアよりもさらに地域住民の生活やニーズに近い圏域で、地域の特性にあわせて住民活動が充実するように、課題解決に向けて連携・協働していくことが重要となる。</p> <p>○区役所・区社協・地域ケアプラザが支援チームとしての機能を高め、地区連合町内会エリアより地域住民の生活やニーズに近い圏域で地域住民の活動を支援し、課題解決に向けて連携・協働できるよう事業提案や研修実施等を通じて支援する。</p>	
各取組	1-1-1	区役所・区社協・地域ケアプラザによる地域支援の体制づくり
キーワード	<ul style="list-style-type: none"> ・地域支援のための多職種連携と、それぞれの専門性を生かしたチームによる支援 ・地域共生社会の実現に向け、本市における包括的な相談支援のあり方を整理 	
各取組	1-1-2	地域の特性をふまえた地域支援の促進
キーワード	<ul style="list-style-type: none"> ・丁寧な地域の状況把握 ・地域の状況を踏まえ様々な手法により課題の解決を地域と共に考える意識の啓発と醸成 	

重点項目	1-2	地域福祉保健活動を推進する関係組織・団体への支援
記載したい内容	<p>○支える側・支えられる側の区別なく、誰もが役割をもち支えあえる地域づくりを、協働して進めていく。</p> <p>○身近な地域での支えあいの中心となるような活動が一層充実するよう、地区連合町内会、地区社協等の住民関係組織・団体の支援に取り組む。</p> <p>○圏域や規模、高齢者、障害児者、子ども等の対象者を問わない様々な団体等の支援に取り組む。</p>	
各取組	1-2-1	地区連合町内会、地区社協等のネットワーク・調整機能の拡充
キーワード	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な地域で活動している自治会町内会、ボランティア活動団体など、地域団体の活動の充実 ・地区社協が地区全体の活動を高めていく調整機能の強化 	
各取組	1-2-2	活動団体のネットワークづくりによる地域活動の充実
キーワード	<ul style="list-style-type: none"> ・各団体等が有機的につながり、活動を拡充・強化できるようなネットワークづくりの支援 ・高齢者、障害者、子ども等の対象者や分野を越えたつながりづくりの支援 	

重点項目	1-3	誰もがお互いを受け入れ、共に支えあう意識の啓発と醸成
記載したい内容	<p>○地域にある生活課題を他人ごとではなく、「わたしたちのまちにある課題」として捉え、行動できるような働きかけをすすめる。</p> <p>○誰もがお互いの立場を認め合い、多様性への理解を促進する支援を進めていく。</p> <p>○お互いを受け入れ、必要な時に助けを求めたり、協力しあえる関係を形成できるよう日常的につながる機会や場を創出していく。</p>	
各取組	1-3-1	多様性を理解し、同じ地域の住民として様々な人を丸ごと受け止められる風土づくり
キーワード	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民等がお互いの気持ちを理解し受け入れる意識づくり ・地域福祉保健を切り口とし、まちづくりなどの他分野と連携した地域づくり ・バリアフリーなどの施設整備に加え、思いやり・譲りあいの心の育成 ・子どものころからのふれあいによる多様性の理解 	
各取組	1-3-2	住民相互が理解・協力し合う気持ちを育てるためのつながりづくり
キーワード	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な人が集まる場づくり ・誰もが参加しやすい機会の確保 	

第4期横浜市地域福祉保健計画 素案骨子

重点項目	1-4	地域福祉保健活動の推進のための人材育成と環境づくり
記載したい内容	<p>○地域づくりの意識を醸成し、地域力を向上させるため、地域福祉保健活動の維持・発展に必要な人材と環境づくりを進める。</p> <p>○財源、拠点、物資、情報などの活動資源と人材育成のために必要な支援をする。</p>	
各取組	1-4-1	地域福祉保健活動を推進するための地域の人材づくり
キーワード	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉保健活動の担い手を発掘し、活動につなげていくための手法の検討 ・担い手に継続して活動してもらうための、効果的な手法の検討 	
各取組	1-4-2	地域福祉保健活動に求められるコーディネート機能の向上
キーワード	<ul style="list-style-type: none"> ・コーディネート機能の必要性を広めるための取組 ・地域福祉保健活動者と支援機関に期待されるコーディネート機能の向上 	
各取組	1-4-3	活動資源の確保への支援
キーワード	<ul style="list-style-type: none"> ・助成金制度を通じた活動支援 ・既存施設を最大限に活用することによる、「丸ごと受け止める」場の拡大 ・空き家・空き店舗等の利用促進 ・先進的な取組の紹介 	

柱	【推進の柱2】 身近な地域で支援が届く仕組みづくり	
重点項目	2-1	見守り・早期発見の仕組みづくり
記載したい内容	<p>○地域住民の気づきを生かし、課題を早期に発見し、複合化・深刻化する前に相談・支援につなげられるよう、見守り・早期発見の仕組みづくりを一層推進する。</p> <p>○課題や、対象者にとらわれない取組としていく。</p>	
各取組	2-1-1	見守りの輪を広げる
キーワード	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣住民など協力者の拡充 ・企業、社会福祉法人など様々な主体の参加による、それぞれの地域にあった見守りの体制づくり 	
各取組	2-1-2	気づきをつなぐ、情報共有の仕組み
キーワード	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の気づきを生活課題の発見や地域住民と関係機関との共有につなげる仕組みの強化 ・支援機関と地域住民それぞれが持つ、情報を共有するための仕組みづくり ・相談しやすい体制づくり ・お互いが地域の人ちょっとした変化に気づけるような意識づくり 	

重点項目	2-2	地域住民と支援機関及び関係機関の連携・協働による地域の生活課題を調整・解決する仕組みの充実
記載したい内容	<p>○地域住民と支援機関及び関係機関の連携による個別支援、支援策の検討と実施、地域の生活課題の把握・共有・検討・解決、新たな施策・取組の創出が一体的に機能する仕組みづくりを一層推進する。</p> <p>○住民主体の活動や区域での解決が困難な課題を市域で集約する仕組みを作り、課題に応じて具体的方策を検討する。</p>	
各取組	2-2-1	地域の中で地域住民と関係機関が連携し、支えあう仕組みづくりを進める
キーワード	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民と専門職との連携・協働 ・地域の生活課題を共有、解決策を検討する場・機会づくり ・協働の経験を積み重ねることによる地域の力の発揮 	

第4期横浜市地域福祉保健計画 素案骨子

各取組	2-2-2	地域のネットワークを生かした地域課題の把握・共有・検討・解決の仕組みづくりを進める
キーワード	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民と支援機関及び関係機関が課題を共有し、高齢者、障害者、子ども等の対象者を越えたネットワークの中で解決する仕組みの構築 ・課題を解決するための支援の仕組みの創出、施策化・事業化 	
重点項目	2-3	身近な地域における権利擁護の推進 ※分科会3の結果により、重点取組及び取組数が増える可能性あり
記載したい内容	<p>○認知症や知的障害、精神障害等による判断能力の低下により支援が必要になる人に対して各種サービスの利用や契約関係の支援を行うなど、権利擁護の充実を図る。また、振り込め詐欺や悪徳商法から、高齢者・障害者等への被害を未然に防ぐ対策を推進する。</p> <p>○国の成年後見利用促進基本計画を踏まえて、横浜市として今後の取り組みについて検討する。</p>	
各取組	2-3-1	身近な地域における権利擁護の推進
キーワード	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における権利擁護事業、後見的支援制度、成年後見制度等の権利擁護の推進 ・各専門職団体等と連携した、支援者等に向けた制度の普及啓発の推進 ・横浜型の中核機関の在り方を関係機関と検討 ・市民後見人養成・活動支援事業、法人後見支援事業の推進 	
重点項目	2-4	幅広い住民層が取り組む地域の健康づくり活動の充実
記載したい内容	<p>○健康寿命の延伸に向けた地域主体の取組を継続する。</p> <p>○健康に関心が低い層など、新たな層への働きかけや地域とのつながりづくりを推進する。</p>	
各取組	2-4-1	地域とのつながりづくりや連携を通じた、健康づくりの推進
キーワード	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での仲間づくりやつながりを通じた健康づくり ・保健、医療に限らない地域の様々な取組における健康づくりの意識の定着 ・企業や学校等を連携した多様な方法での健康づくり 	
重点項目	2-5	支援が届く仕組みをつくり、機能させるための環境づくり
記載したい内容	<p>○支援が届く仕組みづくりを推進するため、地域住民と関係機関をつなぐ事業・施策の実施と支援を行う。</p>	
各取組	2-5-1	仕組みづくりに活用できる事業・施策の推進
キーワード	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者支援事業など既存事業を生かした見守り・早期発見・解決検討・活動実施の支援 ・地域活動における個人情報取扱いの正しい理解と適切な利用 	

第4期横浜市地域福祉保健計画 素案骨子

柱	【推進の柱3】 幅広い市民参加の促進、多様な主体の連携・協働の推進	
重点項目	3-1	幅広い市民参加の促進
記載したい内容	○地域福祉保健活動の裾野を広げるため、幅広い市民の参加を一層支援する。	
各取組	3-1-1	地域でつながる機会の拡大
キーワード	<ul style="list-style-type: none"> ・子どものころから、切れ目なく地域の中でつながる機会の拡大 ・日常的に地域でつながる機会の拡大・継続 	
各取組	3-1-2	多様な選択肢の検討・実施
キーワード	<ul style="list-style-type: none"> ・社会参加や地域活動への参加促進に向けた新たなアプローチや参加方法など多様な価値観にあわせた選択肢の検討・提案 	

重点項目	3-2	多様な主体の連携・協働による地域づくり
記載したい内容	<ul style="list-style-type: none"> ○複雑・多様化する地域の課題に対応するためには、地域にある様々な主体がそれぞれの役割や特徴を発揮しながら、連携・協働することが必要になる。 ○企業、社会福祉法人・施設、NPO 学校など多様な地域の社会資源と地域住民・関係組織が連携・協働して課題に応じた活動に取り組めるよう支援していく。 ○地域にある様々な主体の新たな参加についても、推進していく。 	
各取組	3-2-1	社会福祉法人の地域貢献
キーワード	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人の地域貢献のための支援 ・社会福祉法人と地域、地域ニーズのコーディネート 	
各取組	3-2-2	企業、NPO、学校等との連携強化
キーワード	<ul style="list-style-type: none"> ・企業：一般就労と福祉的就労の間に位置する中間的就労、食材提供、見守り協力等、企業の強みを生かした連携 ・NPO：地域との相互連携による地域課題の解決 ・学校：学校と連携した子どものころから地域とつながる機会の提供、不登校・引きこもり等への対応に向けた連携 	

重点項目	3-3	幅広い参加、多様な主体の連携・協働を促進するための環境づくり
記載したい内容	○幅広い市民が参加するため、多様な主体が活動を立ち上げ、実施するための環境づくりを行う。	
各取組	3-3-1	新たな活動の立ち上げや実施のための支援策の提供
キーワード	<ul style="list-style-type: none"> ・助成金、資金確保の手法、事例情報、ノウハウなど活動していくために必要な支援策の提供 	

分科会 1 「多様な主体の参加と連携による支えあいの地域づくり」 実施状況

1 主旨

- ・地域活動団体や NPO 法人、社会福祉法人・施設、企業など多様な主体の参加と連携による「支えあいの地域づくり」を考えます。
- ・取組を継続的かつ効果的に進めるための支援機関の役割を検討します。

2 分科会実施状況

日程	検討内容
第 1 回 6 月 15 日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市の現状と課題について ・検討課題・論点の整理 ・意見交換：「幅広い市民参加の実現に向けて（支援機関の役割・方策の検討を含む）」
第 2 回 8 月 1 日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> ・第 1 回分科会の振り返り ・実践事例報告 「地域に根ざした施設の取組」「企業の営業形態を生かした見守り活動」 「地域と社会資源をつなぐ支援機関の役割」 ・意見交換 1：「多様な主体の連携や協働に必要なこと」 ・意見交換 2：「地域の助けあいのためにできること」
第 3 回 9 月 21 日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 回分科会の振り返り ・第 2 回からの継続検討（上記 意見交換 1、2） ・さらに検討が必要な事項について

3 分科会 1 における主なご意見

いただいたご意見は、視点や考え方、具体的な取組として計画に反映します。

推進の柱	主なご意見
柱 1 地域福祉保健活動推進のための基盤づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・より広い世代の交流が大切。子どもは高校生も対象に。 ・世代間がゆるやかにつながることが大切。ゆるやかさが強さになる。 ・図書館などの（気軽に利用でき、人が集まる）社会資源を生かして、つながりや支援への発展も視野に入れた居場所にできるとよい。 ・地域全体を把握して、地域の中で各主体がどのように連携できるのか研究できるとよい。
柱 2 身近な地域で支援が届く仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・企業は業態に応じて、住民との様々な接点がある。見守り活動なども様々な業態を生かして広げていけると良い。 ・健康づくりはシニアにも関心が高く、気軽に参加できる。参加を通じて関係をつくり、次の担い手につなげている。
柱 3 幅広い市民参加の促進、多様な主体の連携・協働の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域とつながる事業は小中学生だけでなく、高校生も対象に。 ・つながる機会などの設定に当たっては、曜日や時間帯など若い人でも参加しやすいようにする。 ・高齢者にも世代がある。世代に合わせた働きかけが必要。 ・消極的にしか参加できない人もいる。その人にあった参加プログラムを。 ・地域づくりは社会福祉法人・施設が担う基本的な役割。大切なのは課題に

<p>柱3 幅広い市民参加の促進、多様な主体の連携・協働の推進</p>	<p>応じた対応（活動）としていくこと。そのため、地域の声を聞くことが重要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課題に対して社会福祉法人・施設の専門性を生かして対応していくが、単体では限定的なものとなるため、ネットワークで解決していくことも重要。 ・企業側にメリットがあることも重要な要素。それを伝えていくことも大切。 ・NPOと地域の連携は広がりつつある。共存・並走で相当な力を発揮できる。 ・NPOの活動を可視化して伝えていけるとよい。見える化で連携につながる。 ・個別支援で学校との連携（相互補完）の可能性もあるかもしれない。
<p>支えあいの地域づくりへ向けて</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズに合わせて、住民を含むそれぞれの主体が担える部分を明らかにすることが大切で、コーディネートする役割が重要。 ・隣の人に気づけない住民も多い。日頃から見守れる仕掛けが必要。 ・いくつかの連携モデルが実践・共有されるとよい。 ・個人情報の適正な取り扱いが周知される必要がある。
<p>支援機関に期待すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設、NPO、企業等多様な主体と地域ニーズを結び付けていくことが役割 ・解決へ向けた主体間のネットワークの要の役割 ・効率的・効果的な取組へ向けたコーディネート機能の発揮 ・課題や事業、取組主体などが縦割りとなる場合、地域で受け止めて全体として進められるよう調整し、取組や主体を広げていく役割 ・情報を集め、ニーズと主体をつないでいくコーディネーターのような人材を育成する必要がある。また、コーディネーター同士の横のつながりも大切。

4 今後の主なスケジュール

- 平成29年10月 第2回計画検討会：分科会結果報告と計画骨子案・素案（案）の説明・審議
- 平成29年11月 区・区社協・地域ケアプラザへの素案（案）の意見照会
- 平成30年2月 第2回策定・推進委員会：計画素案について審議
- 平成30年3月 計画素案確定

5 検討委員（五十音順・敬称略）

	氏名	所属	分野
1	井上 彰	横浜市身体障害者団体連合会 理事	障害分野関係者
2	合田 加奈子	前 横浜市男女共同参画推進協会 理事長	社会福祉協議会（理事）
3	佐伯 美華	幸ヶ谷小学校 学校・地域コーディネーター	学校・地域連携関係者
4	竹谷 康生	栄区シニアクラブ連合会 顧問	高齢分野関係者
5	中野 しずよ	特定非営利活動法人 市民セクターよこはま理事長	NPO・市民活動団体等中間支援組織
6	名和田 是彦	法政大学法学部 教授	学識経験者（コミュニティ）
7	畑尻 明	保土ヶ谷区連合町内会長連絡会 会長	自治会町内会関係
8	福松 美代子	横浜市保健活動推進員会 港北区会長	保健活動推進員
9	森本 佳樹	立教大学 名誉教授	学識経験者（福祉）
10	江森 幸久	更生施設民衆館 館長	社会福祉法人・施設[臨時委員]
11	仲丸 等	戸塚区社会福祉協議会 事務局長	社会福祉協議会[臨時委員]
12	福嶺 典子	長津田地域ケアプラザ所長	地域ケアプラザ所長[臨時委員]

オブザーバー：旭区福祉保健課、市民局市民活動支援課

分科会 2 「支援を必要とする人（社会的孤立等）に気づき、支える仕組み」 実施状況

1 主旨

- ・従来の取組では気づくことが困難な「支援を必要とする人」に気づき、支える仕組みを検討します。
- ・生活困窮等、制度の狭間にある人を含めた社会的孤立予防に向け、自ら取り組むこと（社会参加、健康づくり）支え合い（見守り、つながりづくり等）や支援機関の役割（あり方）について検討します。

2 分科会実施状況

日程	検討内容
第 1 回 6 月 12 日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・分科会 2 の設置趣旨と課題意識の共有 ・2025 年に想定される地域の姿について ・次期計画に求められる取組方策の候補の検討
第 2 回 7 月 24 日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・事例を通じた意見交換 「状況が深刻化する前の早い段階でどのようなことに気づき、誰が何をすることができるか」 ・事例 1 「障害の娘と高齢の親」 ・事例 2 「堆積物であふれた家に一人暮らしする高齢者」
第 3 回 9 月 26 日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 回分科会検討結果についての意見交換 「予兆のある時期」に自助・共助・公助ができることと具体的な方法について

3 分科会 2 における主なご意見

分科会 2 でいただいたご意見から、「分科会 2 で導き出された大切な考え方」をまとめました。また、主なご意見の具体的な内容については、第 4 期計画素案骨子案の「推進の柱」ごとに自助・共助・公助に分けて整理し、表にまとめています。

いただいたご意見は、視点や考え方、具体的な取組として計画に反映します。

分科会 2 で導き出された大切な考え方

- (1) 住民の自発性、主体性を最も重要なこととして、自助力を上げることは大切であるが、特に社会的孤立にある人や支援を必要とする人にとっては、自助力を上げることや発揮することは難しい。独力で全てやるのではなく、お互いに支え合いながら自立できていることが大事である。
- (2) 相談窓口だけではなく、地域において敷居が低く参加しやすい場が複数あることが必要であり、地域や人とつながり、SOS を発信する自助力の向上と、地域で支え合う共助や早期に支援につながる公助の強化につながる。
- (3) 支援を受ける側にある人でも、活躍の場があり、貢献できる社会を実態として示しながら作っていくことが大切である。
- (4) 個人の尊厳を尊重しながら、「お節介」という社会からの働きかけを具体的な形にして共助のつながりとしていくことが必要である。
- (5) 信頼関係が醸成できる場と人の動きを地域の中でどう作っていくかを意識しながら、地域の状態に合わせて様々な関係者をコーディネートしたりマッチングできる人材が求められる。

柱	主なご意見
柱1 地域福祉保健 活動推進の ための基盤 づくり	<p>【自助】 <u>重点項目 1-2：誰もがお互いを受け入れ、共に支えあう意識づくり</u> ・支援を受ける側にある人でも社会で貢献できることを実態として発信し、その風潮を作り出していくことが自助力につながる。 ・お節介する近所が社会の財産として、皆でよみがえらせるとよい。</p> <p>【公助】 <u>重点項目 1-3：地域福祉保健活動を推進する組織・団体への支援</u> ・行政が把握した要援護者等の情報を地域にも提供する。 ・その人を支える関係機関同士の連携の見える化により、地域と一緒に話し合う場が作りやすくなる。 ・行政だけ、地域だけでは限界があるので、分担しながら活動することが必要。</p> <p><u>重点項目 1-4 地域福祉保健活動の推進のための人材と環境づくり</u> ・人材では、コーディネート役、マッチングできる人が必要。そこには信頼関係が醸成できる場の雰囲気と人の動きを地域の中でどう作っていくかが重要で、行政も地域に向いて、地域の状態に合わせていろいろな組み立てができることが必要である。</p>
柱2 身近な地域で 支援が届く 仕組みづくり	<p>【自助】 <u>重点項目 2-1：見守り・早期発見の仕組みづくり</u> ・社会的孤立にある人ほど自助力が弱いことが多いので、地域と関わりを持つ最初のきっかけとして自治会加入がある。 ・自治会加入に限らず、敷居の低い参加しやすい場が複数あるとよい。 ・地域での関係性がある程度できてこそ、本人が困ったときに SOS をはっすることができ、それも自助力である。</p> <p>【共助】 <u>重点項目 2-1：見守り・早期発見の仕組みづくり</u> ・地域のつながりによって、その人や世帯の変化に早期に気付き、状況の深刻化を予防する。 ・新住民への早い段階での地域とつながりができるような声かけや、気軽に相談したり話し合える敷居の低い場作りなど、地域の中で情報が入るような仕組みを作ることが必要。 ・地域ケアプラザや行政の窓口に行くのはハードルが高いという状況を考えると、専門機関も必要だが、色々な居場所がないといけない。 ・地域をあげて多世代を巻き込めるようなイベントだとうまくいく。</p> <p><u>重点項目 2-4：幅広い住民層が取り組む地域の健康づくり活動の充実</u> ・健康づくりの活動などをきっかけに、地域との関係づくり、さらには地域づくりにつながり、本人も地域からいろいろな価値観を学ぶことができる。</p> <p>【共助・公助】 <u>重点項目 2-2：住民と関係機関の連携・協働による地域の生活課題を調整・解決する仕組みの充実</u> ・公的支援には至らない予兆のある時期の人への支え合いについて、社会福祉法人等が地域と共にできることを日頃から共有しておき、コーディネーター役がつなぎ役として入るとうまく進む。 ・共助で一番大事なのは、同じ当事者の相談相手、仲間がいること。NPO の窓口がその役割ができればと拠点をやっている。 ・自助力の低い人について、定期的に区役所と区社協主導で、民生委員、地元企業との連絡会を開き事例を出し合っている区もある。 ・行政だけ、地域だけでは限界があるので、日頃から情報共有し分担しながらそれぞれが活動するとよい。 ・専門職と地域との連携には、地域の状況に寄り添った形であれば多様なモデルがあって良い。 ・住民の自発性、主体制が最も重要という前提の上、その人の自助を含めた連携という考え方は必要である。 ・地域ケアプラザは、共助のきっかけ作りを提供し、実際に動くのは地域の人（民生委員、保健活動推進委員、児童関係者など）となっている。</p>

柱	主なご意見
柱3 幅広い市民参加の促進、多様な主体の連携・協働の推進	<p>【自助】 重点項目3-1：<u>幅広い市民参加の促進、多様な主体の連携・協働の推進</u> ・仲間作りには、人が集まる場づくりが必要。公園や道路などの公的空間で多世代を巻き込み地域を挙げてのイベントを行うなどの仕掛けがあるとうまくいく。 ・地域ケアプラザでやっているような狭い単位で企画ができると身近な関係づくりが進む。</p> <p>【共助】 重点項目3-1：<u>幅広い市民参加の促進、多様な主体の連携・協働の推進、重点項目3-3：<u>幅広い参加、多様な主体の連携・協働を促進するための環境づくり</u></u> ・その人の強みを生かしたり、生きがいになるような活動に繋げる等、社会参加に繋げる地域の中のコーディネーター役の力が必要。</p> <p>【共助・公助】 重点項目3-2：<u>多様な主体の連携・協働による地域づくり</u> ・スポーツや文化は比較的、生活困窮等の方にも入りやすい。必ずしも就労でなく就労以前の入りやすい場を用意することも大事である。</p>

4 検討結果の活用方法と今後の主なスケジュール

- 平成29年10月 第2回計画検討会：分科会結果報告と計画骨子案・素案（案）の説明・審議
- 平成29年11月 区・区社協・地域ケアプラザへの素案（案）の意見照会
- 平成30年2月 第2回策定・推進委員会：計画素案について審議
- 平成30年3月 計画素案確定

5 検討委員（五十音順・敬称略）

	氏名	所属	分野
1	青木 伸一	横浜市民生委員児童委員協議会 理事	民生委員児童委員協議会
2	赤羽 重樹	一般社団法人横浜市医師会 常任理事	医師会
3	内海 宏	地域計画研究所 所長	地域まちづくり関係者
4	川畑 正	横浜市原宿地域ケアプラザ所長	地域ケアプラザ
5	坂田 信子	横浜市心身障害児者を守る会連盟 事務局長	障害分野関係者
6	下嶋 邦明	市民公募委員	市民委員
7	田高 悦子	横浜市立大学大学院医学研究科 医学部 教授	学識経験者（保健）
8	西尾 敦史	静岡福祉大学社会福祉学部 教授	学識経験者（福祉）
9	山田 美智子	西区地域子育て支援拠点 スマイル・ポート 施設長	子育て分野関係者
10	米岡 美智枝	西区第四地区社会福祉協議会 会長	社会福祉協議会
11	伊藤 学	鶴見区社会福祉協議会 事務局長	[臨時委員]社会福祉協議会

オブザーバー：旭区生活支援課、西区福祉保健課、教育委員会事務局学校支援・地域連携課
健康福祉局障害福祉課・生活支援課・地域支援課
こども青少年局企画調整課・青少年育成課、市民局地域活動推進課

第 4 期横浜市地域福祉保健計画分科会 3 準備会の実施報告

分科会 3 の実施にあたり、事前に分科会 3 準備会を実施しましたので、分科会 3 準備会の内容をご報告させていただきます。

1 実施概要

(1) 実施日時

9月22日(金) 9:30~11:30 (横浜市庁舎5階 関係機関執務室)

(2) 参加者

横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員、神奈川県弁護士会、リーガルサポート神奈川県支部、ばあとなあ神奈川、コスモス成年後見サポートセンター神奈川県支部、保土ヶ谷区社会福祉協議会事務局長、旭区高齢・障害支援課長、横浜家庭裁判所

(3) 内容

- ・国の利用促進基本計画の内容について
- ・横浜市における成年後見制度利用促進基本計画の策定について
- ・成年後見制度をとりまく状況について
- ・各参加者から、成年後見制度の利用促進における課題及び解決策について
- ・分科会 3 の検討内容について 等

2 いただいたご意見

(1) 成年後見制度の利用促進における課題

- ・制度を必要とする人が、制度を利用できていない
- ・市民や支援関係者の成年後見制度に対する理解が進んでいない(より深い理解まで至っていない)
- ・関係機関間の連携が充分ではない

(2) 課題の解決に向けて必要な取組

- ・制度の広報や周知(市民向け、支援者向けの広報)
- ・ネットワーク、チーム等での支援を見据えた中核機関の検討
- ・サポートネットの見直し

(3) 分科会 3 で検討する内容

- ・成年後見制度の広報・啓発
- ・成年後見人に求められること
- ・中核機関の機能・役割等

全国・横浜市統計データ等からみる「地域で困りごとを抱えている人」の状況について

全国・横浜市の統計データ等から「地域で困りごとを抱えている人」、「支援を必要としている人」が置かれている状況について整理した。

なお、全国のデータは、第1回地域力強化検討会（厚生労働省、平成28年10月4日開催）より、横浜市のデータは、横浜市将来人口推計、横浜市高齢者実態調査、横浜市民意識調査、横浜市統計書より引用した。また、成年後見関係の資料は国主催の研修資料等から引用した。

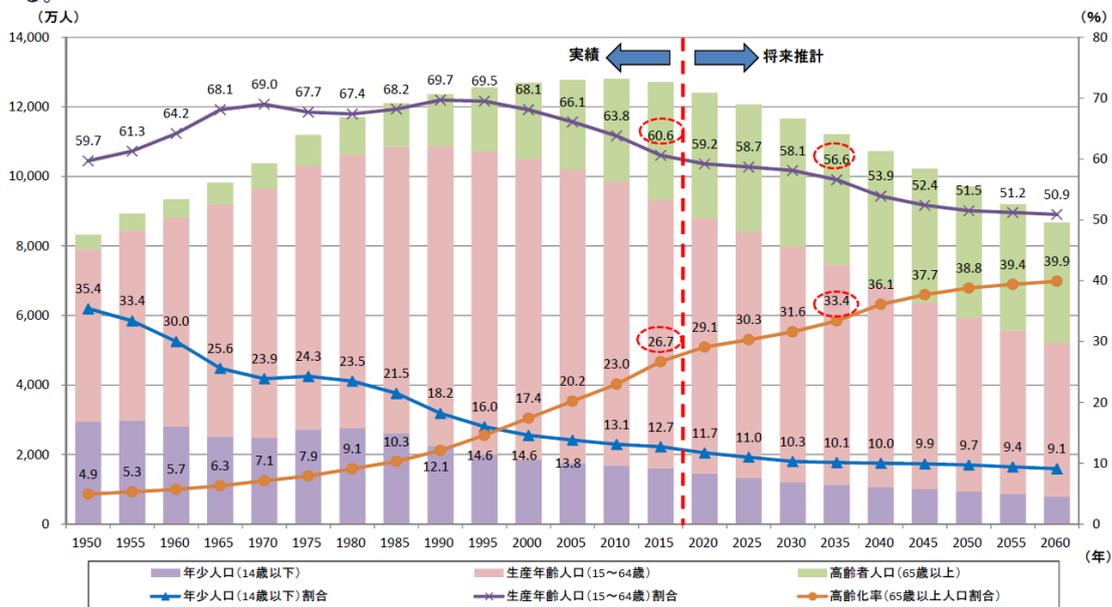
目次

1. 年齢3区分別人口及び高齢化率の推移	2ページ
2. 世帯構成	3ページ
3. 失業率と非正規雇用比率	4ページ
4. 生活困窮者自立支援制度 自立相談実績	6ページ
5. 高齢者の地域との交流	9ページ
6. 困っている人がいたら助けようと思うか	10ページ
7. ダブルケア	11ページ
8. 認知症高齢者施策から見る、支援が必要な人と支える人の状況	11ページ
9. 児童虐待相談対応件数	12ページ
10. 若者のひきこもり推計人数	13ページ
11. 障害者手帳所持者数	14ページ
12. 成年後見制度 申立件数	15ページ

1. 年齢3区分別人口及び高齢化率の推移

【全国】

○2035年には、高齢化率は26.7%から33.4%に上昇する一方、生産年齢人口は56.6%に低下すると推計されている。

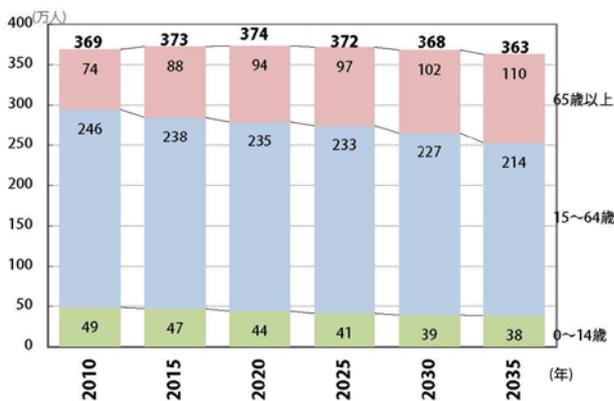


資料: 2015年以前: 総務省統計局「国勢調査」及び「人口推計」(年齢不詳の人口を按分して含めた)
 2020年以降: 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」(出生中位・死亡中位推計)
 (注) 1. 2015年は、総務省統計局「人口推計」(平成27年国勢調査人口速報集計による人口を基準とした平成27年10月1日現在確定値)
 2. 1970年までは沖縄県を含まない。

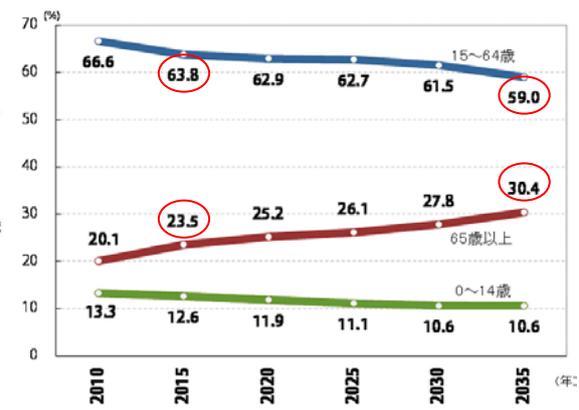
【横浜市】

○全国よりも高齢化率は低く、生産年齢人口率は高いが、2035年には、高齢化率の上昇と生産年齢人口率の低下が推計されるのは全国と同様である。

将来人口推計値 年齢3区分の人口



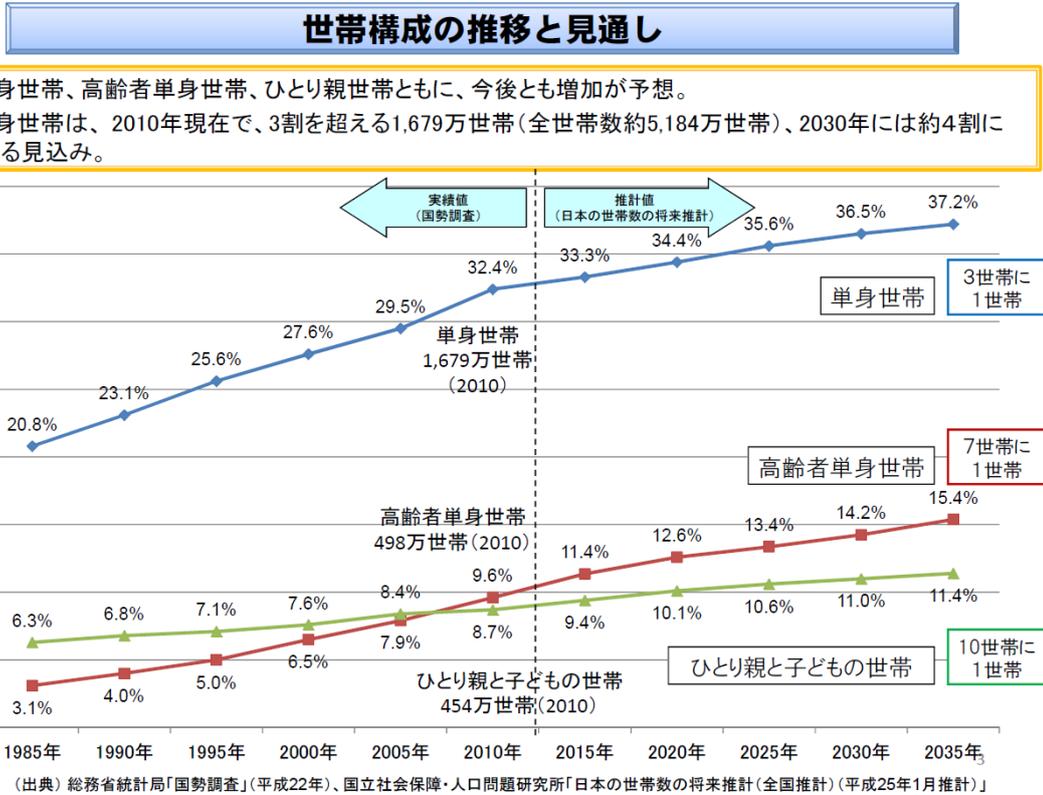
将来人口推計値 年齢3区分の割合



出典) 横浜市将来人口推計 (政策局 2010年)

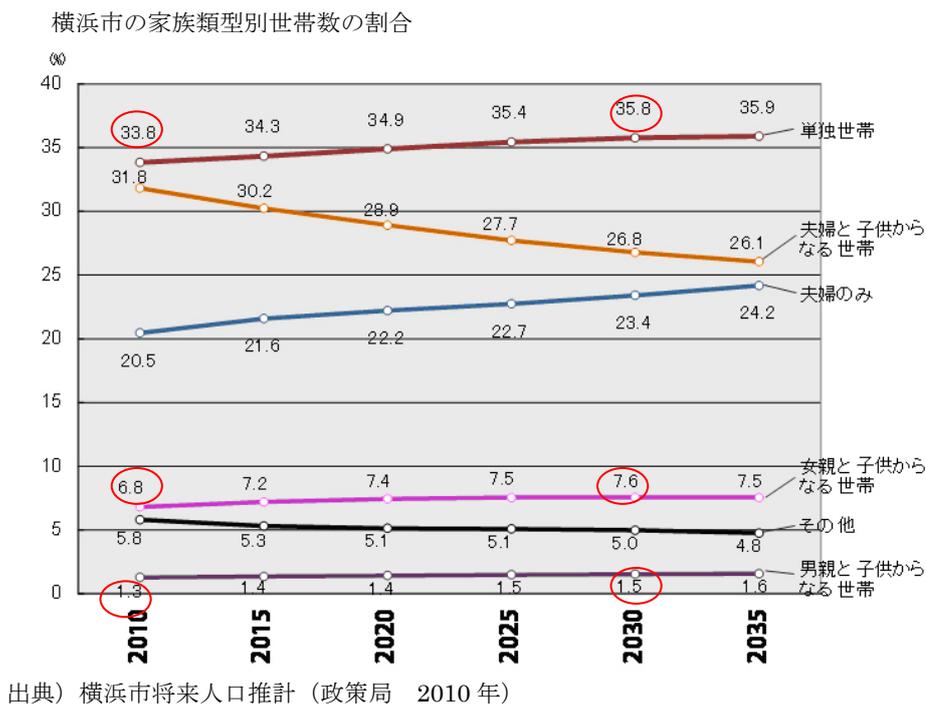
2. 世帯構成

【全国】



【横浜市】

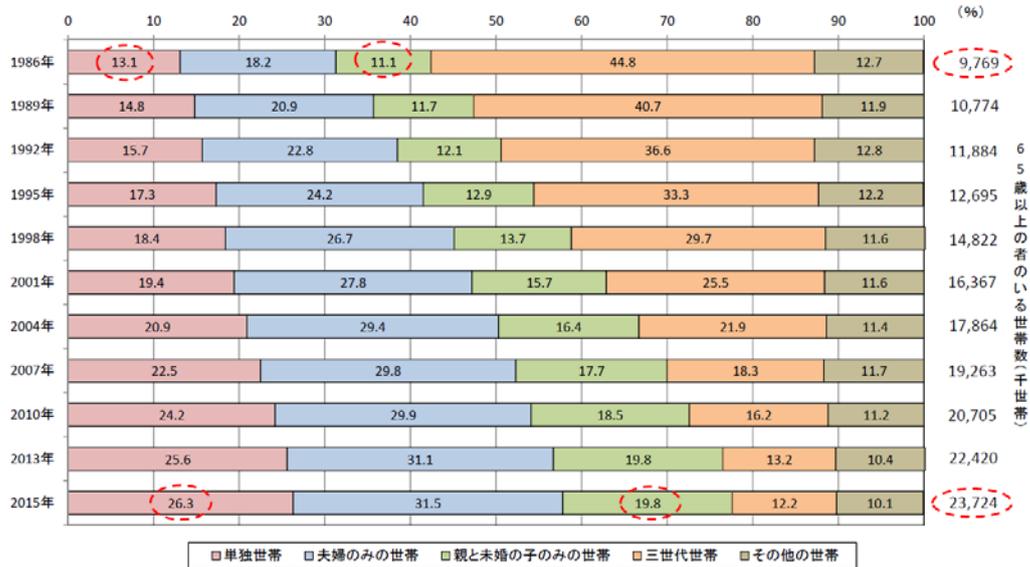
○ 単身世帯は、2010年現在 33.8%と3割を超え、2030年に 35.8%、ひとり親世帯は 8.1%から 9.1%に増加することが予想されている。



【全国】

世帯構造別に見た65歳以上の者のいる世帯数の構成割合の推移

- 65歳以上の者のいる世帯の26.3%が単独世帯
- 親と未婚の子のみの世帯も2割近くまで増加している。

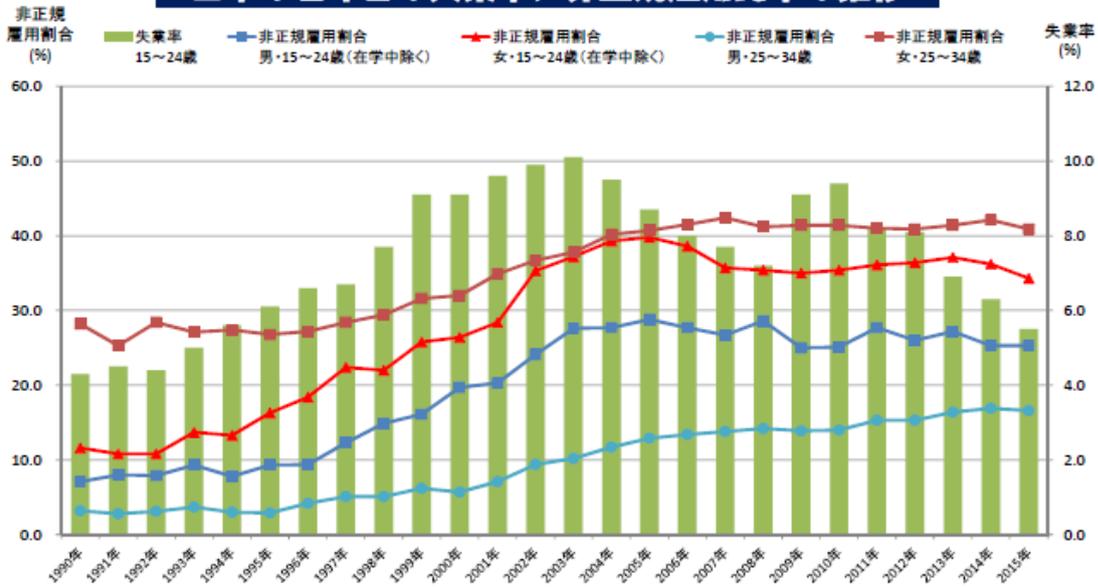


資料:厚生労働省政策統括官付世帯統計室「国民生活基礎調査」
 (注)1. 1995年の数値は、兵庫県を除いたものである。
 2. 「親と未婚の子のみの世帯」とは、「夫婦と未婚の子のみの世帯」及び「ひとり親と未婚の子のみの世帯」をいう。

3. 失業率と非正規雇用比率

【全国】

日本の若年者の失業率、非正規雇用比率の推移



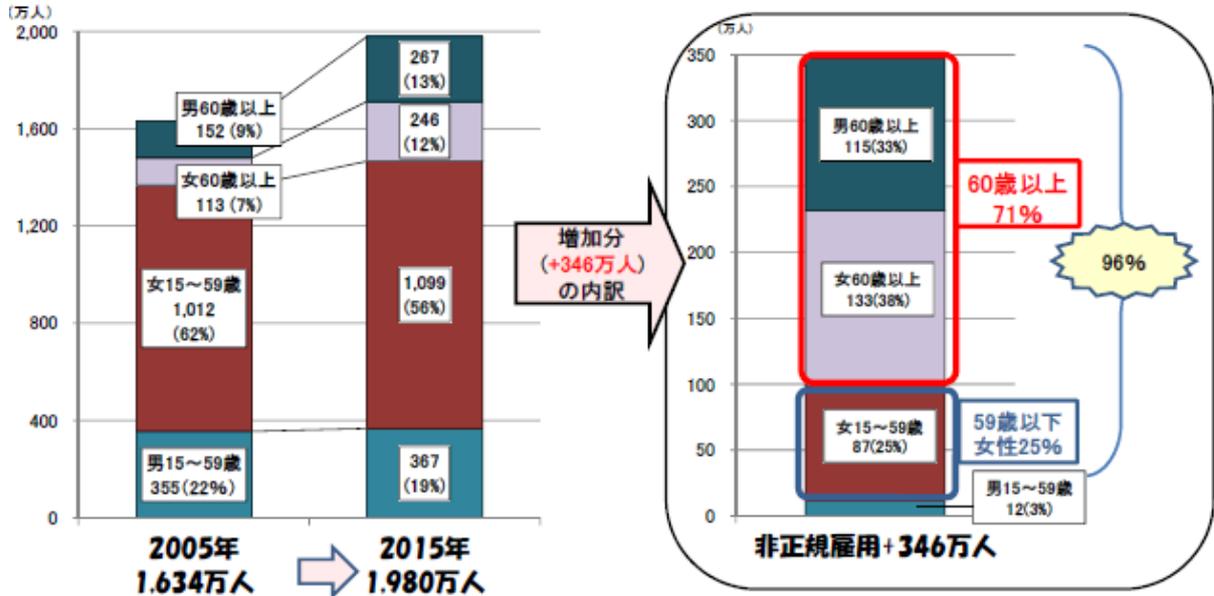
資料出所:「労働力調査特別調査(2月調査)」、「労働力調査」
 失業率:基本集計 長期時系列表3-9表
 非正規雇用割合:1990年~2001年については、詳細集計 長期時系列表9、2002年からは長期時系列表10
 ただし、1990年~2000年までの「15~24歳(在学中を除く)」については、労働力調査特別調査年報の数値から算出
 注:非正規雇用割合は、役員を除く雇用者に占める正社員以外の割合。
 2011年は東日本大震災の影響で調査不能となった分を推計した値(2010年国勢調査基準)。

【参考】「27年度 神奈川県 労働力調査結果報告」によると、神奈川県の完全失業率は、15~24歳及び25~34歳が4.9%と最も高く、次いで55~64歳が3.5%となっている。

【全国】

非正規雇用増加の要因【2005年→2015年（10年間）】

【年齢別・性別】 増加分のうち、96%は、60歳以上の男女(71%)と59歳以下の女性(25%)の非正規増



出所：総務省「労働力調査（詳細集計）」

注：1) 2005年、2015年のグラフ中に示した割合は、非正規雇用労働者全体に占める各年齢別に対する割合。

2) 増加分のグラフ中に示した割合は、非正規雇用労働者の346万人を100とした場合の各区分の増加に対する割合。

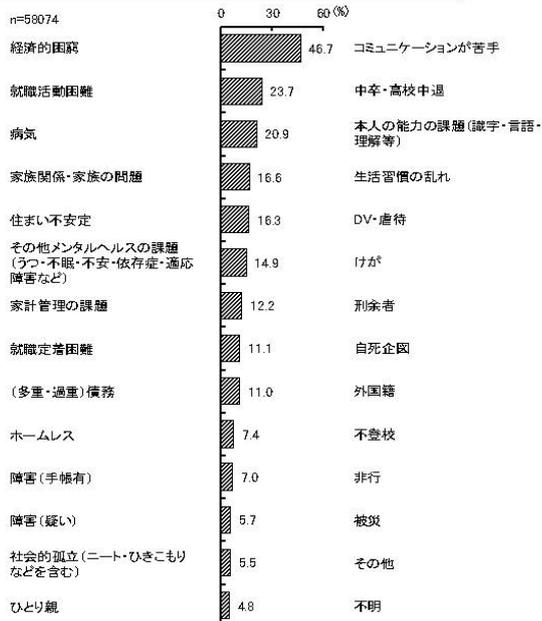
4. 生活困窮者自立支援制度 自立相談実績

【全国】

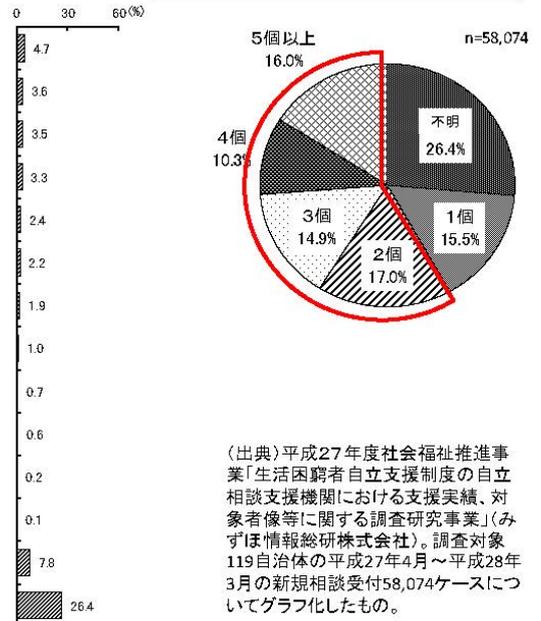
新規相談者の状況(本人の抱える課題)

○新規相談者の抱える課題は経済的困窮を始め多岐にわたっており、複数の課題を抱える者が半数を超える。

1. 新規相談者の特性(抱える課題)



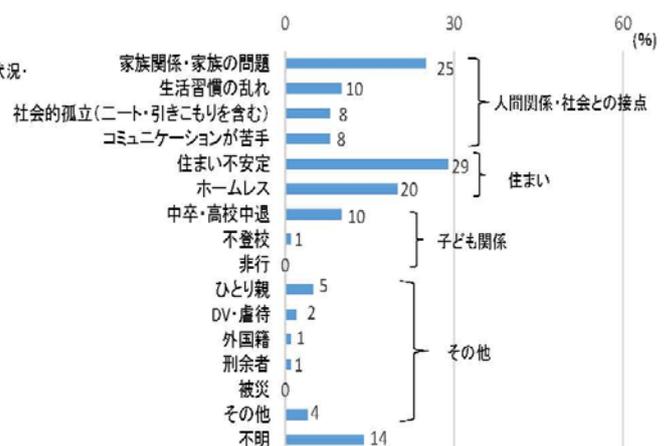
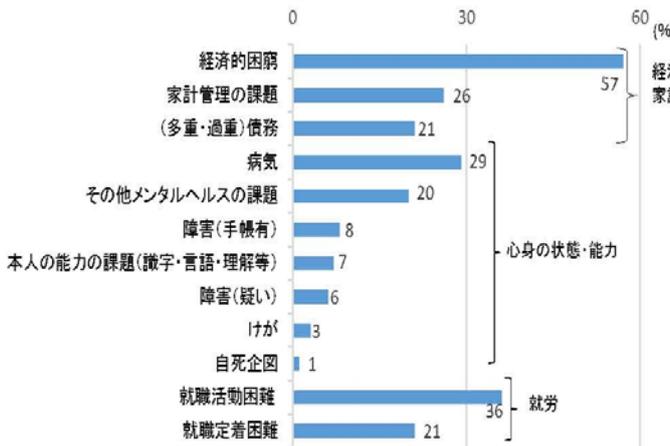
2. 左の各項目の該当個数



【横浜市】

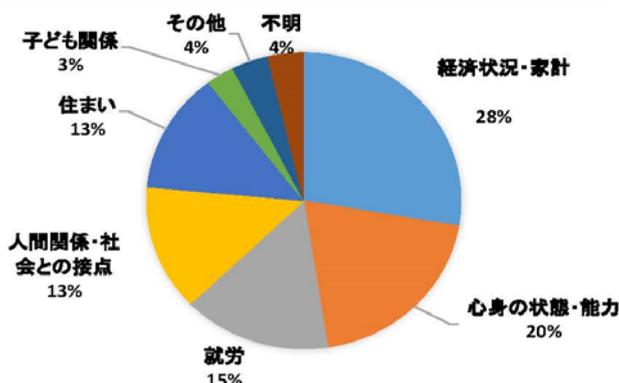
1. 横浜市における新規相談者の特性(抱える課題)

※平成28年4月～平成29年3月の支援決定・確認ケース数(初回プランのみ)1,792ケースについてグラフ化したもの



2. 横浜市における新規相談者の特性(抱える課題)の要素別構成比

※平成28年4月～平成29年4月の支援決定・確認ケース数(初回プランのみ)1,792ケースに対する回答数6,732(複数回答可)を要素別にグラフにしたもの



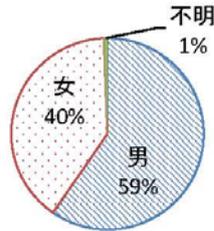
【横浜市】

生活困窮者自立支援制度実施報告（平成28年4月～平成29年3月）

1 相談者の傾向（新規相談者実人数）

(1) 性別状況

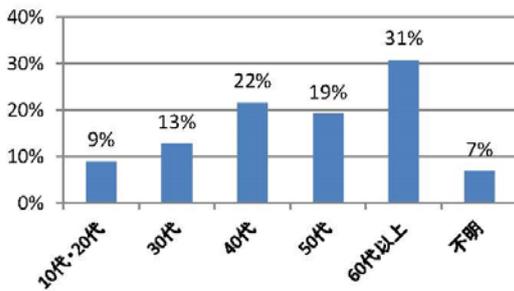
男	女	不明	合計
2,643	1,767	26	4,436



※「6割が男性」は昨年度から傾向続いている

(2) 世代別の傾向

10代・20代	30代	40代	50代	60代以上	不明	合計
397	566	958	850	1,361	304	4,436

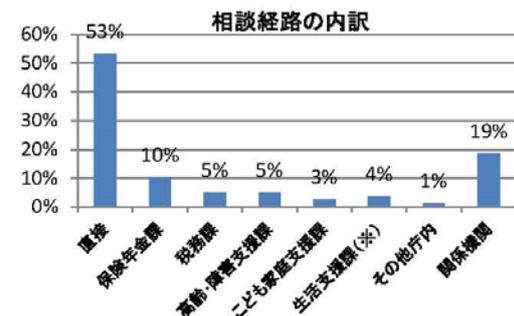


※3割が60代以上となっている。

(3) 相談経路

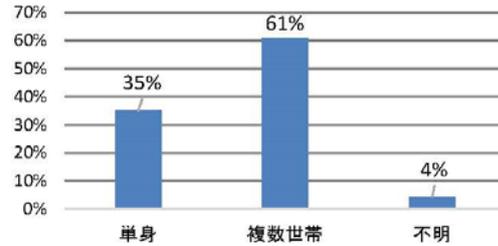
直接	保険年金課	税務課	高齢・障害支援課	子ども家庭支援課	生活支援課(※)	その他庁内	関係機関
2,366	459	220	227	115	162	62	825
53%	10%	5%	5%	3%	4%	1%	19%

(※) 生活保護廃止者



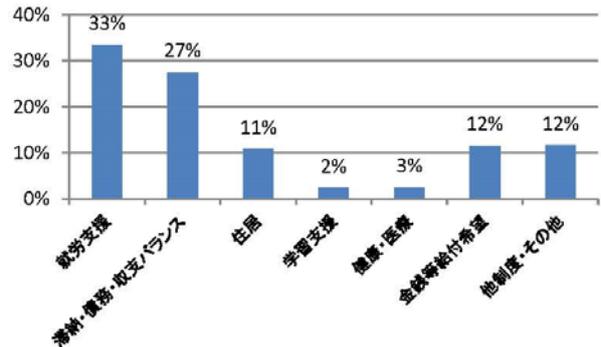
(4) 世帯状況

単身	複数世帯	【再掲】ひとり親	不明	合計
1,552	2,700	208	184	4,436

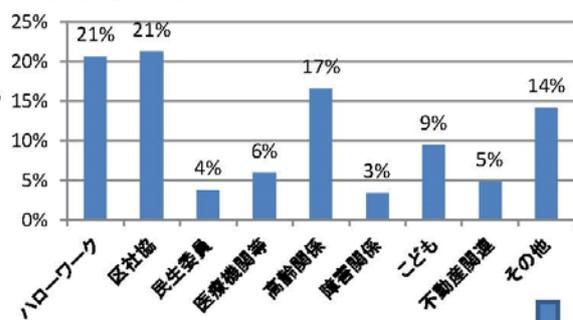


(5) 相談の主訴

就労支援	滞納・債務・収支バランス	住居	学習支援	健康・医療	金銭等給付希望	他制度・その他	合計
1,483	1,219	483	108	112	514	517	4,436



関係機関の内訳



その他の主な機関の例として、
若者サポートステーション
行政書士、保証会社、法テラス等

2 申込者の状況

(1) 申込者数(平成28年4月～平成29年3月)

利用申込	新規プラン策定
1,433	1,056

利用申込者は行政と一緒にプランを作成し、共有する。
6か月程度を目安に目標を整理し、課題を解決していく。

(2) 主な支援メニューの利用状況

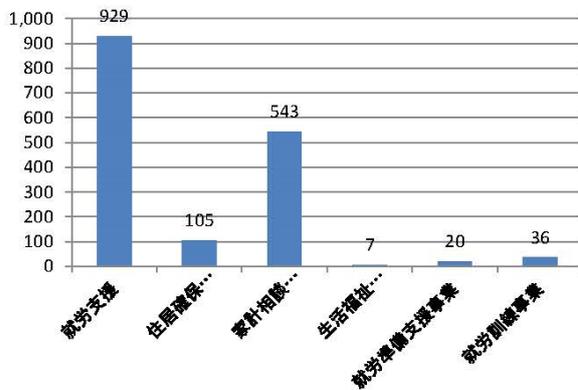
プランにより支援決定した数

※再プランを含む数で実際の利用人数ではありません

就労支援	住居確保給付金	家計相談支援	生活福祉資金	就労準備支援事業	就労訓練事業
929	105	543	7	20	36

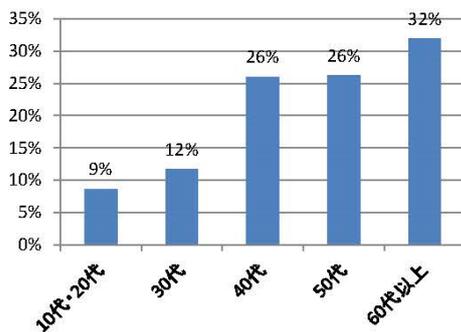
※生活保護受給者等就労自立促進事業902名

※就労者数 381名



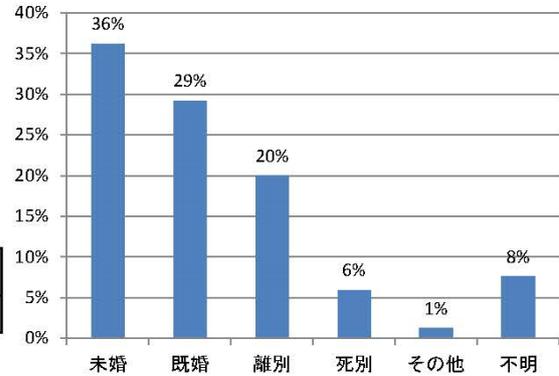
(3) 新規プラン作成者(1,056名)の年齢状況

10代・20代	30代	40代	50代	60代以上	不明
87	118	263	265	323	0



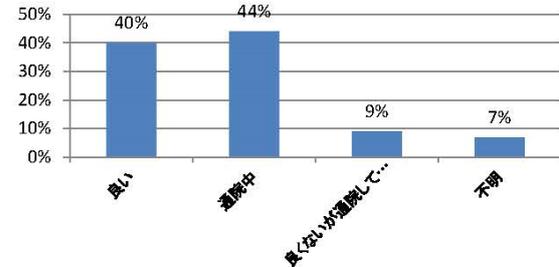
(4) 婚姻状況

未婚	既婚	離別	死別	その他	不明	合計
382	308	211	62	13	80	1,056



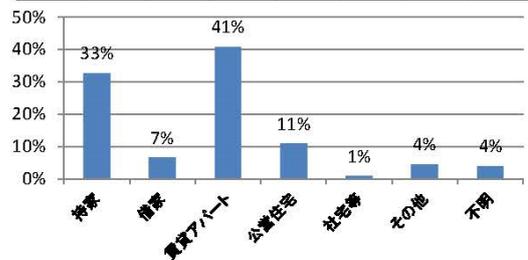
(5) 健康状態

良い	通院中	良くないが通院していない	不明	合計
423	465	95	73	1,056



(6) 住居の状況

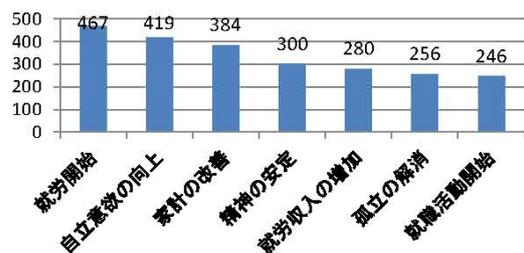
持家	借家	賃貸アパート	公営住宅	社宅等	その他	不明	合計
345	69	431	114	9	47	41	1,056



(7) 支援終了の状況

817	※支援を終結した人
-----	-----------

(8) 支援により見られた変化【上位7つ】



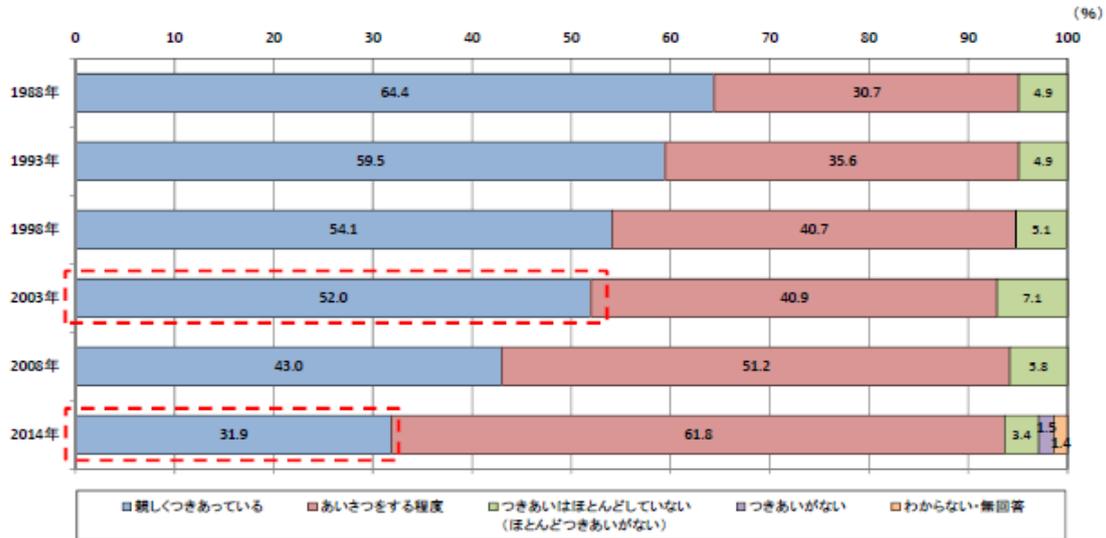
出典：健康福祉局生活支援課

5. 高齢者の地域との交流

【全国】

高齢者の近所の人たちとの交流

○60歳以上の男女を対象にした調査では、近所の人たちと「親しくつきあっている」としている者の割合は52%から31.9%に低下

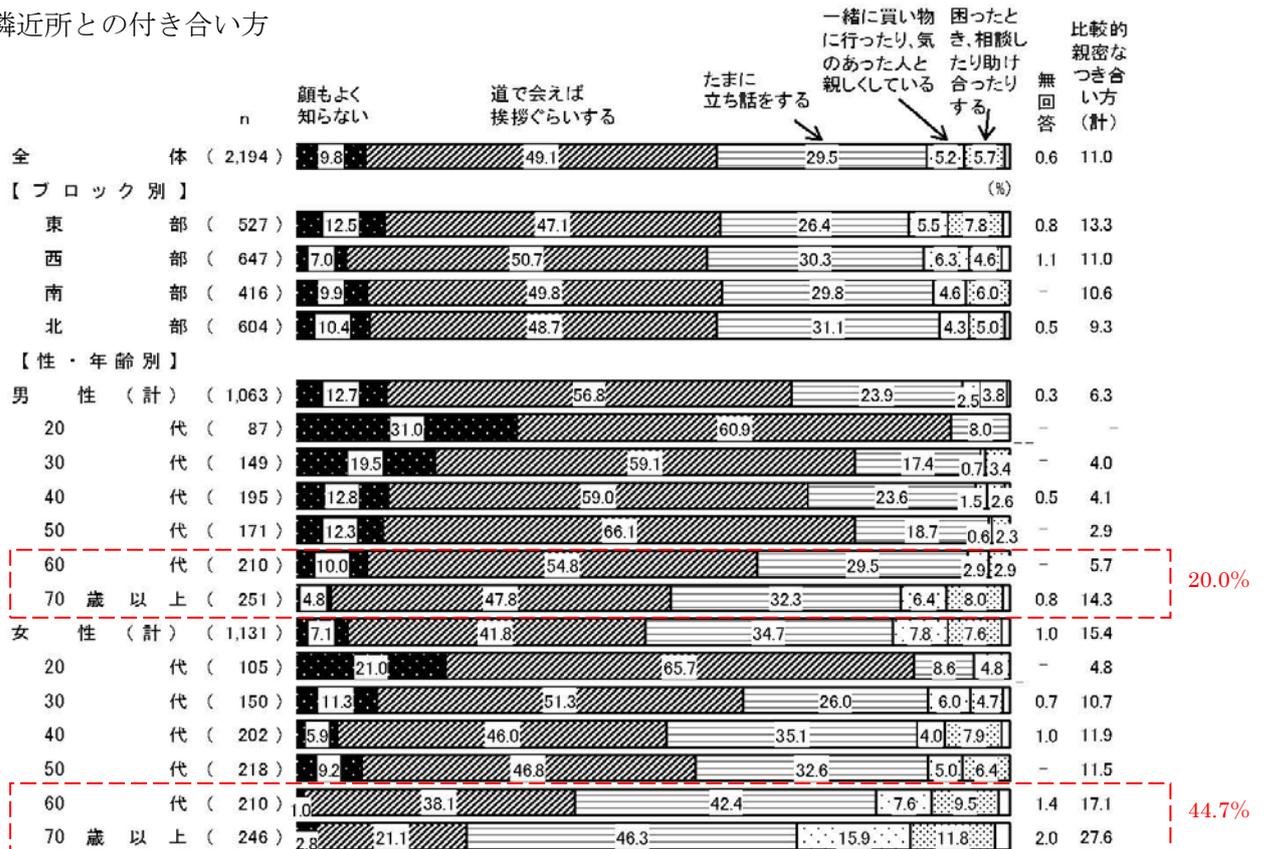


資料：2008年以前：内閣府「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」、2014年：内閣府「高齢者の日常生活に関する意識調査」
 (注) 1. 対象は60歳以上の男女
 2. それぞれの調査における選択肢は以下のとおり。
 高齢者の地域社会への参加に関する意識調査：「親しくつきあっている」、「あいさつをする程度」、「つきあいはほとんどしていない」
 高齢者の日常生活に関する意識調査：「親しくつきあっている」、「あいさつをする程度」、「ほとんどつきあっていない」、「つきあいがいい」、「わからない」、「無回答」

【横浜市】

○性・年齢別にみると、「顔もよく知らない」は男性20代(31.0%)で3割を超えて最も多い。60歳以上男性でも、「比較的親密なつき合い方をしている人」の割合は女性より低い。

隣近所との付き合い方



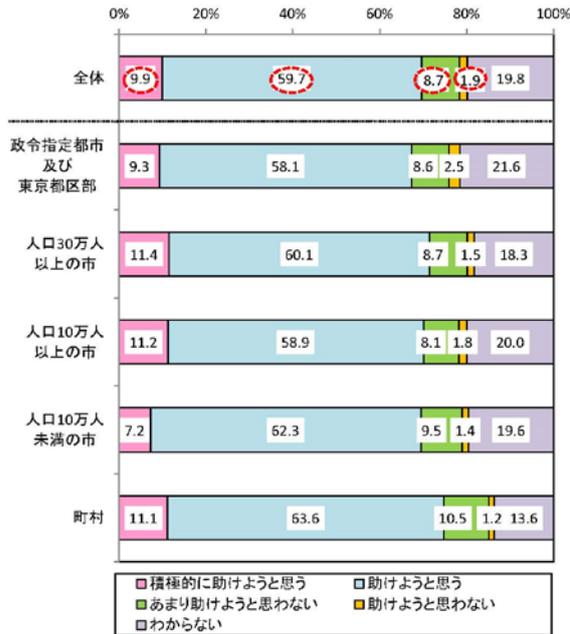
6. 困っている人がいたら助けようと思うか

【全国】

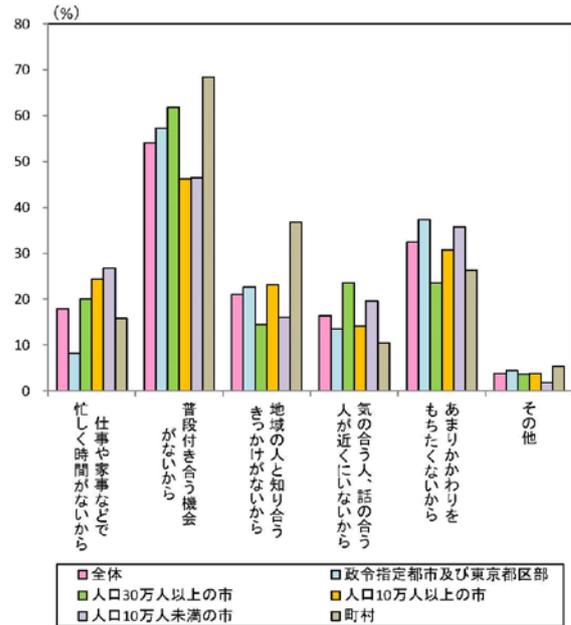
困っている人がいたら助けようと思うか

- 地域で困っている人がいたら「助けようと思う」人は69.6%
- 「助けようと思わない」理由の最も多いものは「普段つきあう機会がないから」

【設問】地域で困っている人がいたらあなたは、助けようと思いますか（ひとつだけ）。



【設問】「あまり助けようと思わない」「助けようと思わない」と回答した人にその理由は何か(2つまで)。



資料：厚生労働省政策統括官付政策評価官室委託「高齢社会に関する意識調査」(2016年)

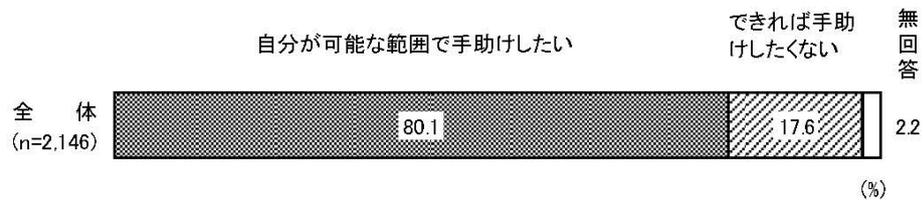
【横浜市】

地域に困っている人がいる場合、どのように思うか

「自分が可能な範囲で手助けしたい」は約8割

地域の困っている人への対応については、「自分が可能な範囲で手助けしたい」(80.1%)で約8割、「できれば手助けしたくない」(17.6%)で2割近くとなっている。

図4-4-1 地域の困っている人への対応 [全体]

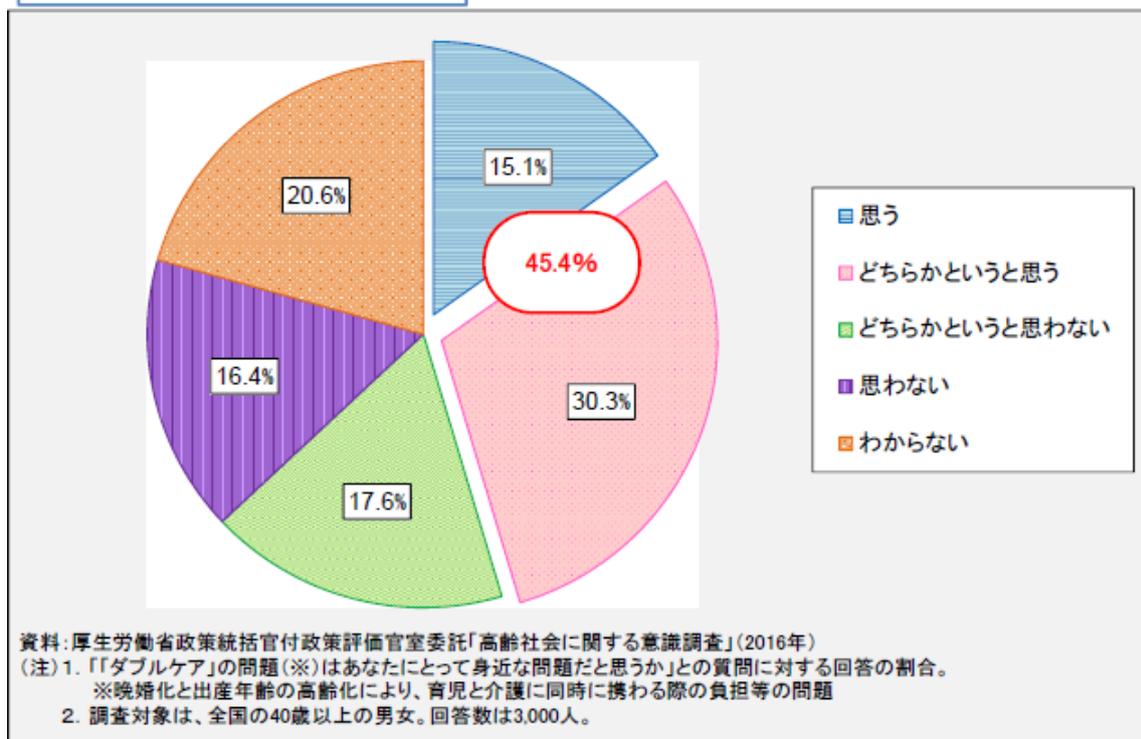


出典：平成27年度横浜市民意識調査

7. ダブルケア

【全国】

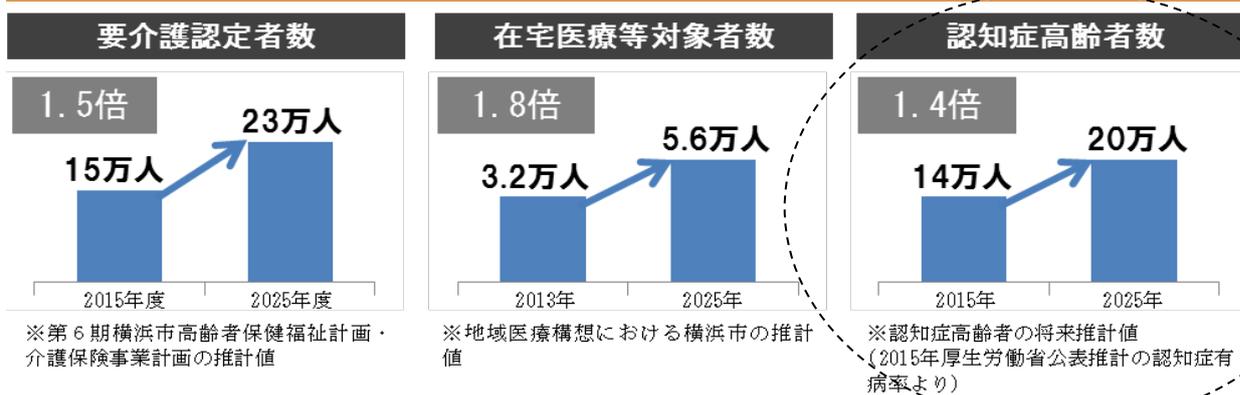
「ダブルケア」を身近な問題と思うか



8. 認知症高齢者施策から見る、支援が必要な人と支える人の状況

【横浜市】

団塊の世代が75歳以上となる2025年における横浜市の各種推計値



出典：横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた行動指針（平成29年）

認知症カフェ（認知症の人とその家族、地域住民、専門職等誰もが参加でき、集う場）の数

- ・ 42 か所（平成28年2月現在）
- ・ 参加人数：10～40人

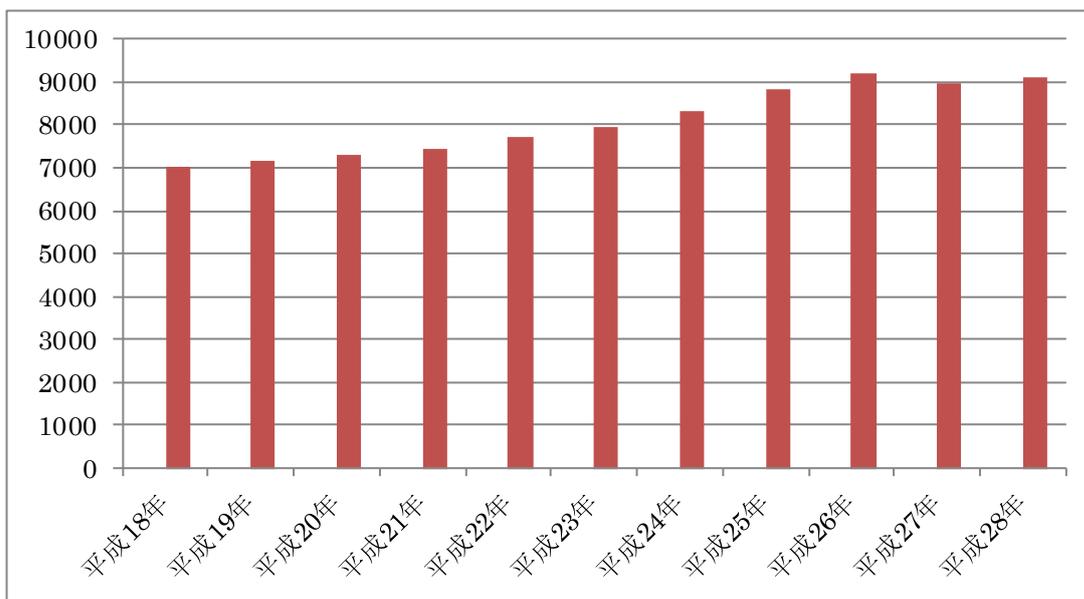
横浜市認知症サポート医：82人（平成29年5月現在）

認知症キャラバンメイト数：3023人（平成29年3月現在）

認知症サポーター数：222,300人（平成29年3月現在）

横浜市内介護保険事業所数

(居宅介護支援事業・介護予防支援事業・居宅サービス・地域密着型サービス)

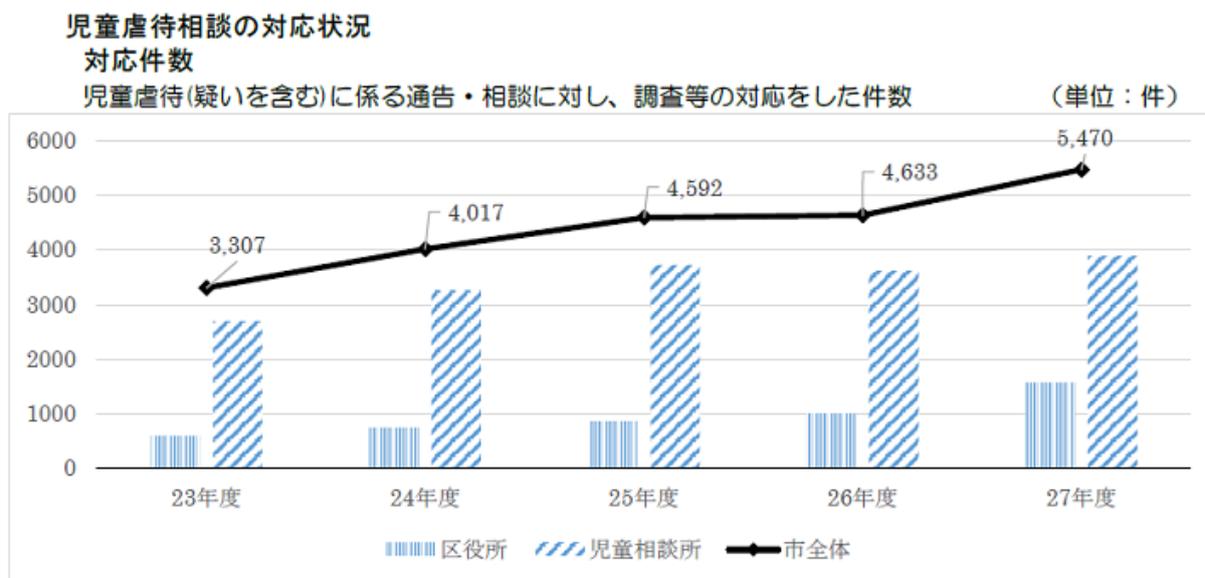


第95回横浜市統計書より作成

9. 児童虐待相談対応件数

【横浜市】

○児童虐待相談に対して、対応した件数は増加を続けている。



区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
区役所	605	752	868	1,016	1,578
児童相談所	2,702	3,265	3,724	3,617	3,892
市全体	3,307件	4,017件	4,592件	4,633件	5,470件

出典) こども青少年局こども家庭課
 こども青少年局中央児童相談所 27年度資料 (28年5月記者発表資料)

10. 若者のひきこもり推計人数

【横浜市】

本市の子ども・若者（15歳～39歳）の生活状態及び困難を抱える若者のニーズや課題を把握することを目的に実施した「横浜市子ども・若者実態調査」（平成24年度）から、以下の結果が出ている。

（1）ひきこもりの若者の推計人数

ひきこもり状態にある若者の推計人数（約 8,000 人）

定義：ほとんど家から出ない状態が、6か月以上継続し、かつ、疾病、介護、育児等をその理由としない者

ひきこもり親和群（※）の推計人数（約 52,000 人）

（※）定義：家や自室に閉じこもりたいと思うことがある等、心理的にはひきこもり群と同じ意識傾向を持っているが、ひきこもりの状態ではない者

ひきこもり状態にある人の回答傾向が一般よりも低いと推定されることを勘案すると、この数値は下限値と考えられる。

（2）相談支援機関につながらず、自らの力で困難を乗り越えた人の共通点

- ① 困難を乗り越えるにあたり、家族・友人の中に、仮に少人数であったとしても、信頼できる人がいたことが大きい。
- ② 現在は、自分が置かれている状況（自分自身の問題、家族や友人関係、学校や職場の環境など）について、客観的に振り返ることができる姿勢がある。
- ③ 何らかの困難を抱えている人にとっては、身近なところに、相談支援機関や多様な人と接する場や機会があると良い。

（3）その他 個別の意見の中で出てきたこと

- ① 子どもたちが多様な大人たちと接するためにも、独身の大人が普通に子ども達と接する機会を設けるべき。
- ② 学校の掲示板に、もっと地域の活動をPRする内容のものを掲示すべき。
- ④ 小・中・高校にも、児童・生徒が気軽に悩みを相談できる場があると良い。

出典： 横浜市子ども・若者実態調査(平成24年度)

11. 障害者手帳所持者数

【横浜市】

○各障害者手帳所持者数は増えていて、今後も所持者の割合も増えていくことが推測される。

人口と障害者手帳所持者数の比較（3月末時点、ただし、横浜市人口のみ4月1日時点。以下同様）（人）

	平成21年	22年	23年	24年	25年	26年
横浜市人口	3,659,010	3,672,985	3,686,481	3,688,624	3,693,788	3,702,093
身体障害者	89,607	90,322	91,605	94,291	96,114	98,706
知的障害者	18,674	19,751	20,807	21,864	23,005	24,171
精神障害者	17,304	19,152	20,912	22,785	24,538	26,475
手帳所持者全体	125,585	129,225	133,324	138,940	143,657	149,352
横浜市人口における 障害者手帳所持者数割合	3.43 %	3.52 %	3.62 %	3.77 %	3.89 %	4.03 %

人口と障害者手帳所持者数の増加数の比較（人）

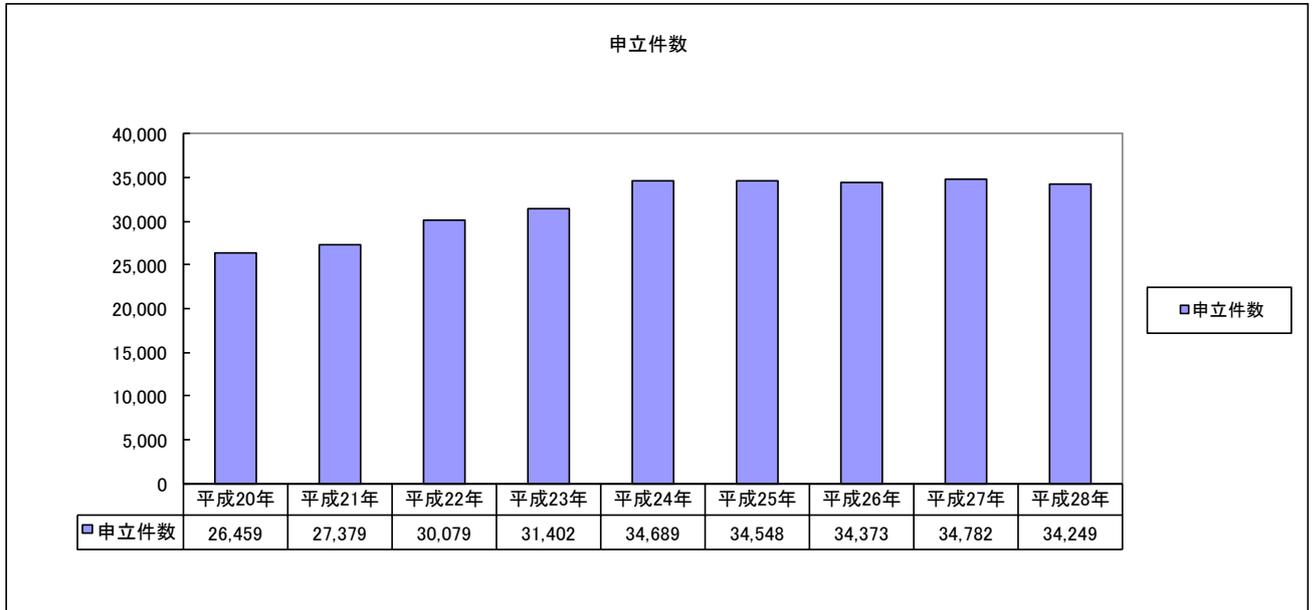
	平成21～22年	22～23年	23～24年	24～25年	25～26年
横浜市人口増加数	13,975	13,496	2,143	5,164	8,305
（増加率）	（0.38%）	（0.37%）	（0.06%）	（0.14%）	（0.22%）
手帳所持者の増加数	3,640	4,099	5,616	4,717	5,695
（増加率）	（2.90 %）	（3.17 %）	（4.21 %）	（3.39 %）	（3.96 %）

出典：第3期障害者プラン

12. 成年後見制度 申立件数

【全国】

平成 24 年度までは増加傾向であったが、以降はほぼ同じ申立て件数となっている。



(出典：最高裁判所成年後見関係事件の概況)

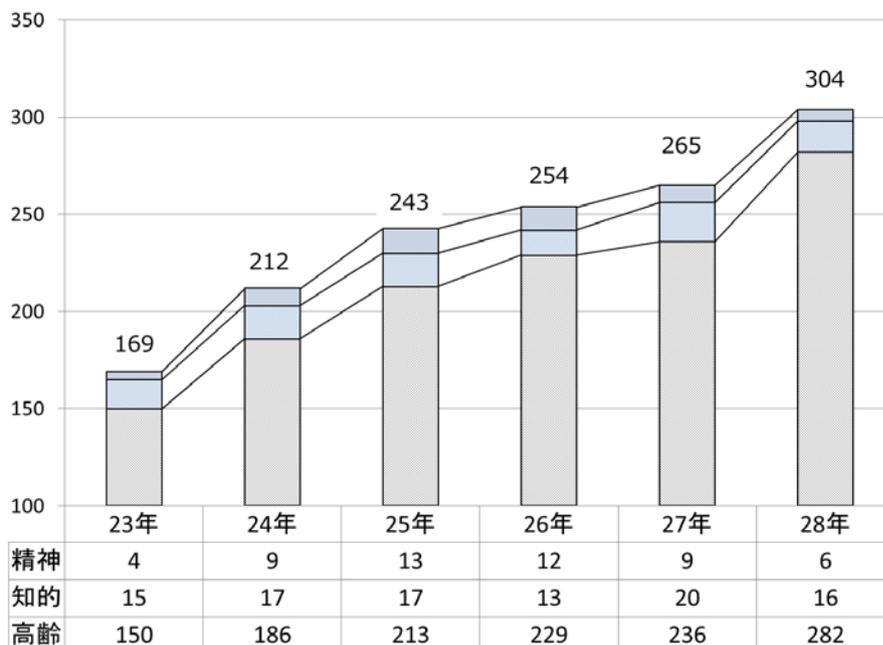
【横浜市】

横浜家庭裁判所 本庁※の申立て件数

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
申立件数	-	1,436 件	1,439 件

※横浜市全区、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、海老名市、綾瀬市、高座郡が管轄

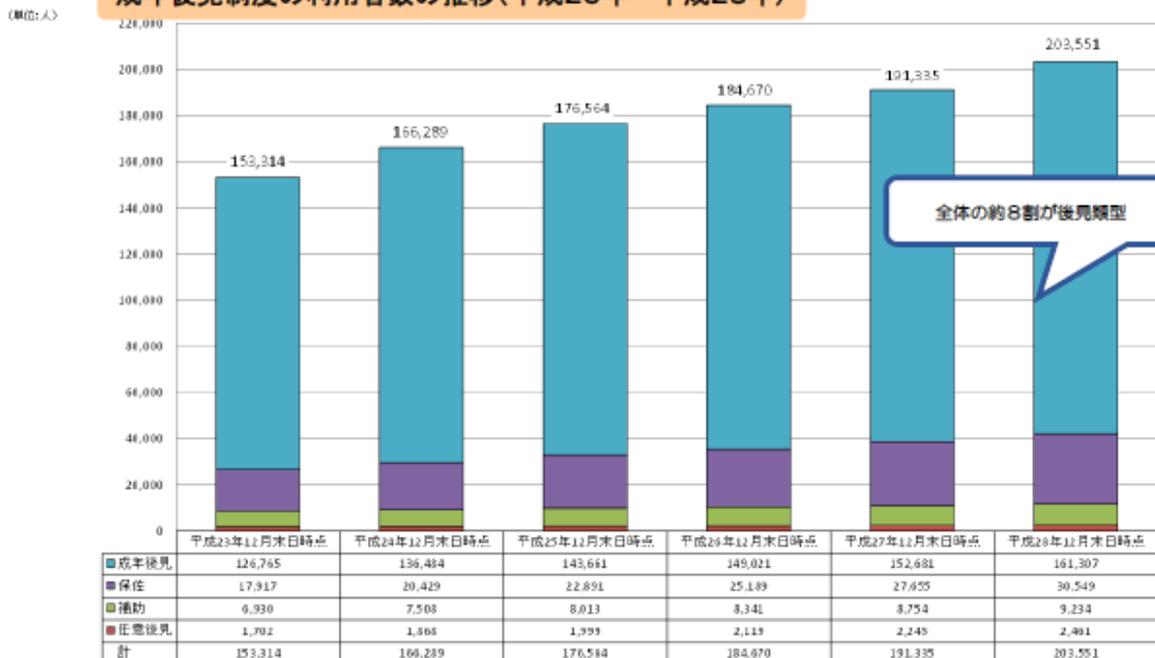
横浜市における区長申立件数



全体の申立件数については、全国でも横浜家庭裁判所でも横ばいであるが、区長申立て件数については、増加傾向となっています。

成年後見制度の利用状況

成年後見制度の利用者数の推移(平成23年～平成28年)



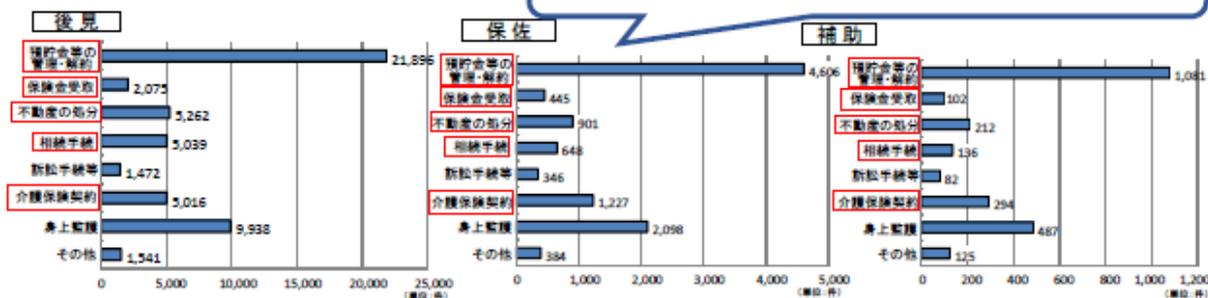
- 成年後見制度の利用者数は全体として増加傾向
- 利用者数全体に占める保佐・補助類型, 任意後見の割合は少ない状況

最高裁判所事務総局家庭局作成資料

申立ての特徴

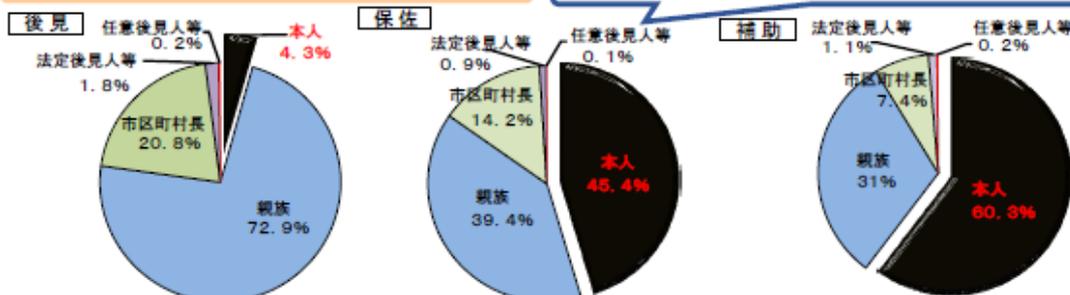
主な申立ての動機別件数(平成28年)

申立ての動機は、いずれの類型もご本人の財産管理に関するものが多い
→ 財産管理上のサポートが必要になって初めて利用されている傾向



申立人と本人との関係別割合(平成28年)

保佐・補助類型では本人による申立てが多い→ 本人の理解が鍵

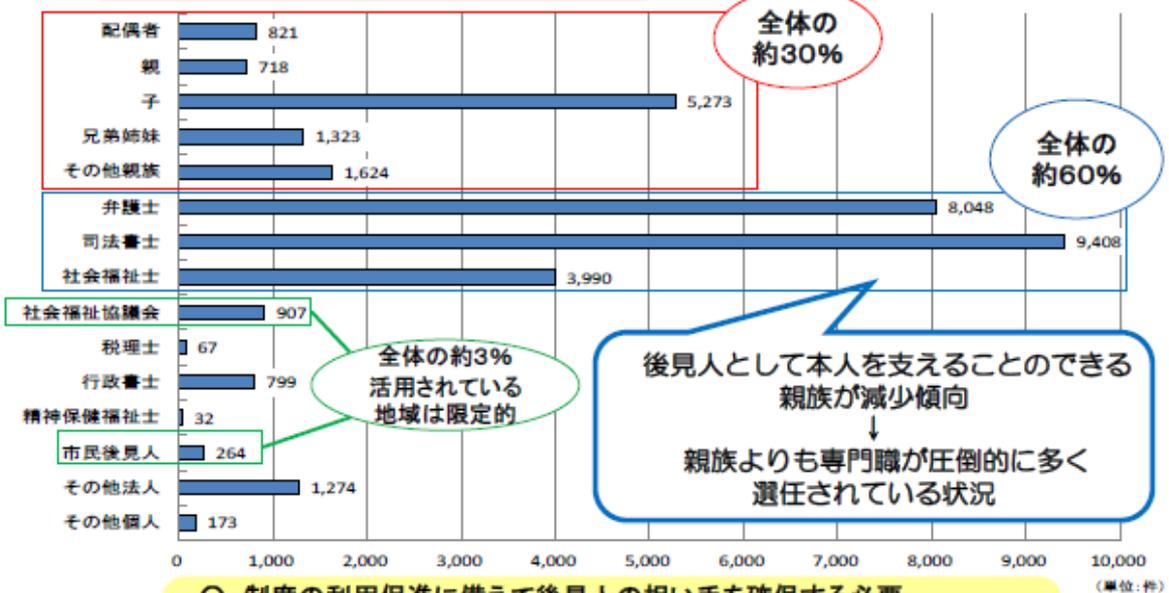


制度の利用促進のためには、ご本人やその親族が制度のメリットを
実感できるような制度運用が求められる

最高裁判所事務総局家庭局作成資料

後見人の選任状況

本人と後見人等との関係別件数(平成28年)



- 制度の利用促進に備えて後見人の担い手を確保する必要
- 身近な親族が本人を支えることができないケースには地域の方々が支えることが有益な事案も
→ 市町村における担い手(市民後見人)の育成に期待

最高裁判所事務総局家庭局作成資料11

成年後見制度利用促進基本計画における、横浜市の現在の取り組み状況について

総合的かつ計画的に講ずべき施策	すでに横浜市内で行っている内容			課題									
(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり	① 広報機能 (権利擁護の必要な人の発見、周知・啓発等)	<ul style="list-style-type: none"> 横浜生活あんしんセンター、区役所、地域ケアプラザ、区社会福祉協議会、基幹相談支援センターで広報等を実施。また、各専門職団体及びNPO法人等でも広報を実施。 金融機関等も個別で、説明会等を実施。 その他、様々な事業者(葬祭業者等)も説明会を実施。 市・市社協で全体向け・障害者関係者向けパンフレットを作成 成年後見制度が必要な人を早期に発見する機能については、第3期地福計画の中で「支援を必要とする人が的確に支援につながる仕組みをつくる」という取組の中で実施している。 		<ul style="list-style-type: none"> 広報について、実施しているものの、ターゲット層を絞るなどの戦略的広報等は実施できていない。 市民に向けて一般的な普及啓発をしても、自分にとって必要な制度として認識してもらいにくい。 制度自体に対するイメージが悪くデメリットのみが浸透している。 									
	② 相談機能 (相談対応、後見ニーズの精査、見守り体制の調整等)	<ul style="list-style-type: none"> 上記機関等で、相談を実施。 後見ニーズ等については、最近の相談傾向等を分析している。 		<ul style="list-style-type: none"> 相談機関職員の異動等による入れ替わりなどがあり、相談をうける相談機関職員の成年後見制度等に対する知識や理解、経験の差がある。 各機関における申立て支援の知識に差がある 問題が複雑化した状態で、後見類型まで認知症等が進んだ状況での相談が多い。早期相談をしてもらう必要がある。 									
	③ 成年後見制度利用促進機能 (マッチング機能)	<ul style="list-style-type: none"> 親族後見人への支援は、横浜生活あんしんセンターが研修を実施。 市民後見人活動支援及び養成については、横浜生活あんしんセンターを中心に各専門職団体、区役所、区社会福祉協議会で連携して実施。 各専門職団体において、相談等を踏まえて適切な後見人等のマッチングを実施。 横浜家庭裁判所とは年4回程度、意見交換会を実施し、成年後見制度等に関する情報交換を実施 法人後見人の担い手育成及び活動支援は、今年度より取り組みを開始。 権利擁護事業(日常生活自立支援事業)から、後見類型への移行等は実施。 		<ul style="list-style-type: none"> 家裁に申し立てる際の後見人等候補者について、市民等からの相談時に、各専門職団体、法人、市民後見人等の様々な候補者全体を踏まえた、マッチングは、未実施。 移行が必要でありながらも権利擁護事業(日常生活自立支援事業)から、補助、保佐類型へはほとんど移行がないのが現状。 									
	④ 後見人支援機能 (チームによる支援、本人の意思を尊重した柔軟な対応等)	<ul style="list-style-type: none"> 親族、専門職、市民後見人等を問わず、被後見人の生活上の課題において、各相談機関で支援を実施。(相談機関等で関わりがある場合がほとんど) 市民後見人活動支援及び養成については、横浜生活あんしんセンターを中心に各専門職団体、区役所、区社会福祉協議会で連携して実施。(再掲) 		<ul style="list-style-type: none"> 親族及び専門職後見人から、区役所、区社会福祉協議会、地域包括支援センター等に相談が来るのがほとんどないのが現状。身上監護面で何を後見人が悩んでいるか不明。 成年後見人等が、日常的に相談に応じる場所については、中核機関が設置されていないため未定。 地域の支援者や関係者が、後見人に対する正しい理解をしておらず、後見人にできないことをお願いしてしまうことなどがある。 後見人が、本人や地域の支援者、関係機関等に対する正しい理解ができておらず、よい連携ができないことがある。 									
	⑤ 不正防止効果			①～④の取り組みを踏まえて要検討									
(4) 制度の利用促進に向けて取り組むべきその他の事項	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>申立て費用</th> <th>報酬助成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区長申立て</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>本人・親族申立て</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>				申立て費用	報酬助成	区長申立て	○	○	本人・親族申立て	×	○	<ul style="list-style-type: none"> 本人及び親族申立て費用の助成について、今後検討。 報酬助成について、報酬対象期間等を決めていないため、5年分まとめて報酬助成の申請などがある。今後、予算等も含めて、持続可能な制度設計とするため、申請期間等について今後検討していく必要がある。
	申立て費用	報酬助成											
区長申立て	○	○											
本人・親族申立て	×	○											
(5) 国、地方公共団体、関係団体等の役割	<ul style="list-style-type: none"> 区域で成年後見サポートネットを実施。①困難事例の検討、②権利擁護に関する課題の検討、③権利擁護の普及・啓発に関する検討・実施、④市民後見人バンク登録者への支援等を行っている。 市域で、関係機関連絡会として、各専門職団体、横浜家庭裁判所、横浜市社会福祉協議会、横浜市内で意見交換を実施。 		<ul style="list-style-type: none"> 中核機関については、今後要検討。 										
その他 (計画に記載がない部分で横浜市が行っている内容)	<ul style="list-style-type: none"> 後見的支援事業 消費者被害に関する取組(消費生活総合センター等) 介護サービス等の質を向上させる取組(横浜市福祉調整委員会、第三者評価等) 		<ul style="list-style-type: none"> 身元保証、死後事務等に関する取り組みは今後検討が必要。 										

課題①
・広報及び普及啓発

課題②
・地域の支援関係者・成年後見人が双方の期待したいことの認識の違い

これらの課題については、平成30年度以降の分科会で検討予定。

意見交換する内容

(1) 効果的・効率的な広報のあり方について

ア 主旨

広報の必要性については、区役所、区社協、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、各専門職団体等も課題と捉えており（資料 10 参考）、分科会 3 準備会（資料 8）でも課題としてご意見をいただいたところです。

国の成年後見利用促進基本計画の説明会においても、最初に取り組んでもらいたいこととして説明があった部分でもあり、今回の分科会の中で検討を行います。

イ 検討する内容

ターゲットを絞った広報を実施する際に、成年後見制度に関する知識等についてどこまで知っておいてもらいたいと考えるか（別紙 資料 11 補足資料参照）。また、そのターゲットに向けて具体的な周知方法及び必要な関係機関等の連携は何か。

(2) 地域や支援者側から成年後見人に求めたいこと、成年後見人側から支援者に求めたいこと

ア 主旨

地域の中で、成年後見人と支援関係者がうまく連携できないことがあるなどのご意見もいただいています（資料 10）。

その中で、成年後見人から見たよりよい連携のためのポイントや、支援者から見たよりよい連携のポイントについて、双方の立場からご意見をいただき、国が想定している「チーム」や「ネットワーク」での支援をよりよく進めるために、検討を行います。

イ 検討する内容

成年後見人から、関係機関等に求めたい内容はどのような内容があるのか。また、関係機関や、親族等から成年後見人として活動する方々に求めたい内容はどのようなことがあるか。

【専門職から地域における関係機関等の求めたいこと（例）】（準備会資料及び意見抜粋）

- ・成年後見人ができること・できないことを理解してもらいたい。（事実行為や医療同意についてはできない等）
- ・必要に迫られるまで、制度についての相談をしないのではなく、早期に相談につなげてもらいたい。

【関係機関等から成年後見人に求めたいこと（例）】（障害施設向けアンケート結果抜粋）

- ・身上監護面で、面談等を通じて本人の意思を確認してもらえるか不安。

